

令和元年度クリーンセンターふたば線量低減措置等工事 特記仕様書

第1章 総則

1-1 共通仕様書の適用

「クリーンセンターふたば線量低減措置等工事」（以下「本工事」という。）の施工にあたっては、除染等工事共通仕様書（第12版）（以下「共通仕様書」という。）及び設計業務等共通仕様書（自然公園編）平成29年7月版（以下「公園共通仕様書」という。）に基づき実施しなければならない。

1-2 共通仕様書に対する特記事項

共通仕様書に対する特記事項は次章のとおりとする。

第2章 共通事項

2-1 本工事の目的

本工事は、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震による震災やこれに伴う福島第一原子力発電所事故により業務を中断した状態にあるクリーンセンターふたば（最終処分場）（以下「処分場」という。）の有効活用のために必要となる処分場内の線量低減措置（除染工事）を行う。

また、処分場を再開するために、廃棄物最終処分場に関わる諸施設・諸設備を全て調査し、現状を把握したうえで、処分場を復旧するための対応を明らかにし、復旧計画を立案することを目的とする。

2-2 契約事項

- (1) 施工場所 福島県双葉郡大熊町大字小入野地内
- (2) 工期契約 締結日の翌日から令和2年6月30日まで
- (3) 工事内容
 - 1) 線量低減措置工事 1式
 - 2) 調査業務（測量、地盤調査、既施設設点検及び評価） 1式
 - 3) 施設復旧計画検討業務 1式

2-3 処分場の概要

(1) 施設所有者

処分場は双葉郡の6町2村（広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村）からなる双葉地方広域市町村圏組合（一部事務組合）が平成12年2月に竣工した施設である。

その後、平成12年春より最終処分場施設は、「クリーンセンターふたば」として、

6町2村の出資により設立した株式会社双葉産業廃棄物処理公社が管理運営する施設である。

本施設の所有者は、双葉地方広域市町村圏組合（一部事務組合）である。

(2) 施設概要

- 1) 施設所在地：福島県双葉郡大熊町大字小入野
- 2) 敷地面積：約15.0ha
- 3) 施設名称：クリーンセンターふたば
- 4) 施設型式：管理型最終処分場
- 5) 施設状態：処分場は平成23年3月以降受入業務を中断しており、埋立施設や浸出水処理施設等の維持管理業務も実施していない。

2-4 共通仕様書第1章第1節1-1-1(4)の扱い（要求水準書の適用）

本工事の施工に当たっては要求水準書を適用させる。共通仕様書第1章第1節1-1-1(4)に記載されている優先順位は以下のとおりとする。

- ① 質問回答書
- ② 現場説明書
- ③ 特記仕様書
- ④ 図面
- ⑤ 要求水準書（添付資料、添付図面を含む）
- ⑥ 共通仕様書

2-5 技術者等の配置

主任技術者又は監理技術者、照査技術者、放射線管理責任者（以下「技術者等」という。）を次のとおり配置すること。

- (1) 線量低減工事を分担する者は、主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者等」という。）を専任で配置すること（特定建設工事共同企業体にあつては、線量低減工事を分担する全ての構成員が主任技術者等を本工事に専任で配置すること。）。

ア 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上のいずれかの資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上のいずれかの資格を有する者」とは、次の者をいう。

(ア) 1級建設機械施工技士の資格を有する者

(イ) 技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とする者に限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とする者に限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とする者に限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業－農業土木」、「森林－森林土木」又は「水産－水産土木」）の資格を有する者

イ 入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札の締切日以前に3ヶ月以上の雇用関係があることをいう。）にあること。

ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（監理技術者資格講習修了履歴）を有する者であること。

- (2) 調査業務又は施設復旧計画検討業務を分担する者は、以下のいずれかの資格を有す

る管理技術者及び照査技術者（以下「管理技術者等」という。）を配置すること。

ア 技術士（衛生工学部門、建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とする者に限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とする者に限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とする者に限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「衛生工学部門」、「建設」、「農業－農業土木」、「森林－森林土木」又は「水産－水産土木」））の資格を有する者

イ 1級土木施工管理技士又はシビルコンサルティングマネージャー（RCCM）。

(3) 共通仕様書第1章第1節1-1-4に従い放射線管理責任者を当該工事に配置すること。

(4) 受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により技術者等を変更できるものとする。変更については、次のいずれかを満足することを条件とする。

①病休、退職、死亡、その他の事由等の場合。

②工場製作と工事施工を同一工事で行う場合で、交代しても支障がないと認められる場合。

③工事の進捗状況等現場の施工実態、施工体制等を考慮して、途中交代しても支障がないと認められる場合。

(5) (4) ③において途中交代を認める際の現場対応

①交代後の技術者等に求める資格等は、交代日以降の工事内容に相応した資格等を有し、契約関係図書に示す事項を満たすものとする。

②技術者等の交代に際し、継続的な業務が遂行できるよう、新旧の技術者等を7日以上の間重複配置することを求め、適切な引き継ぎを確保するものとする。

③工事期間内においては、1年間に2回程度を超えない範囲で認めるものとする。

2-6 総価契約単価合意方式

本工事は、工事請負契約における受発注者間の双務性の向上の観点から、請負代金額の変更があった場合の金額の算定や部分払金額の算定を行うための単価等を前もって協議して合意しておくことにより、設計変更や部分払いに伴う協議の円滑化を図ることを目的として実施する総価契約単価合意方式の対象工事である（共通仕様書第1章第1節1-1-6の適用）。

2-7 技術者の専任の特例

線量低減措置工事において、請負工事の締結後、現場施工に着手するまでの期間については、技術者等の工事現場への専任を要しない。

2-8 公園共通仕様書の調査職員の扱い

公園共通仕様書に記載されている調査職員とは、監督職員と読み替える。

2-9 委託監督員

本工事は、共通仕様書第1章第1節1-1-2に規定する委託監督員を配置する予定である。委託監督員を配置した場合は、監督職員からその旨を通知する。

2-10 施設所有者の同意

本工事に当たっては、施工内容等について施設所有者の同意を得たうえで施工をしなければならない。また、施設所有者から施工内容等に質問等を受けた場合は、受注者はこれに対応しなければならない。

2-11 施工計画書

本工事の施工計画書は、線量低減措置工事の施工計画書、調査業務（測量、地盤調査、既施設点検及び評価）及び施設復旧計画検討業務の業務計画書をそれぞれ作成すること。

ただし、線量低減工事の施工計画書については共通仕様書第1章第1節1-1-8、調査業務は公園共通仕様書第1編第1章1.13及び第2編第1章1.13、施設復旧計画検討業務は公園共通仕様書第3編第1章1.12にそれぞれ基づいて作成すること。

2-12 安全対策（架空線等公衆物損事故防止）

受注者は、工事区域内に横断している架空線等の前後や建設機械・運搬車両等が出入りする工事現場及び資材置場の出入口等には、高さ制限を確認するための安全対策施設（簡易ゲート等）を設置するとともに、必要に応じて交通誘導警備員等を配置し、誘導指示を行わなければならない。

2-13 地域への配慮

（1）地元事業者の優先利用

受注者は、線量低減措置工事の実施に当たり下請負する場合は、地元業者（移転事業者含む。）を優先的に利用するよう努めるものとする。

（2）地元住民の優先雇用

受注者は、線量低減措置工事に係る作業従事者等を雇用する場合には、地元（郡域相当）住民を優先的に雇用するよう努めるものとする。

2-14 工事看板の設置

受注者は、本工事の履行期間において、作業現場の第三者から見やすい場所に、工事目的、作業名、作業期間（当該場所の作業開始から終了までとする。）、受注者（施工者）の氏名、連絡先、（電話番号）等を明示した標示板等を設置しなければならない。また、交通量が見込まれる場所にあつては、作業場所周辺に工事情報看板、又は工事説明看板等を設置すること。

2-15 作業員への特殊勤務手当の支払い

受注者は、作業環境の特殊性に鑑み、以下の（1）、（2）又は（3）に掲げる作業に従事する作業員に対し、適正な労賃に加え、特殊勤務手当として当該（1）、（2）又は（3）に定める額（1日の作業時間が4時間に満たない場合は、手当に60/100を乗じた額）を支給しなければならない。ただし、本作業と同程度に特殊な勤務に就くことを前提としている者について、その労賃の一部が特殊勤務手当に相当する額を構成していることを合理的に

説明できる場合は、この限りではない。

- (1) 除染電離則に規定する除染等業務に該当する作業（セシウム 134 及びセシウム 137 の放射能濃度が 1 万 Bq/kg 超の廃棄物の収集、運搬又は保管、セシウム 134 及びセシウム 137 の放射能濃度が 1 万 Bq/kg 超の土壌等を取り扱う仮設処理施設の設置に係る土地の造成、掘削又は埋戻し等）であることを発注者が認めた作業
 - ・帰還困難区域において行われる作業：6,600 円/日
 - ・居住制限区域において行われる作業：3,300 円/日
- (2) 電離則に規定する事故由来廃棄物等処分業務に該当する作業（セシウム 134 及びセシウム 137 の放射能濃度が 1 万 Bq/kg 超の廃棄物の業務等）であることを発注者が認めた作業
 - ・帰還困難区域において行われる作業：6,600 円/日
 - ・居住制限区域において行われる作業：3,300 円/日
- (3) 帰還困難区域又は居住制限区域で行われる作業（資材搬入等の自動車運転作業等であってこれらの区域に 1 月あたり 40 時間以上滞在することが見込まれないものを除き、（1）又は（2）に該当しないものに限る。）であることを発注者が認めた作業
人事院規則 9-129（東日本大震災に対処するための人事院規則 9-30（特殊勤務手当）の特例）に定める災害応急作業等手当の額に準じた額

2-15-2 受注者は、本工事に係る作業の全部又は一部を他の者に請け負わせる場合には、受注者その他の者から当該作業の全部又は一部を請け負った者（以下「下請負人」という。）について、前項（1）、（2）又は（3）に掲げる作業に従事する作業員に対し、適正な労賃に加え、特殊勤務手当として当該（1）、（2）又は（3）に定める額（1日の作業時間が4時間に満たない場合は、手当に60/100を乗じた額）を支給させなければならない。

2-15-3 受注者は、本工事に係る作業員（受注者が本工事に係る作業の全部又は一部を他の者に請け負わせる場合にあつては、下請負人に係る作業員を含む。以下この条において同じ。）に係る労働条件通知書（労働基準法第15条に規定する労働条件を明示した書面をいう。）に、特殊勤務手当に関する事項が適切に反映されるよう、必要な措置（受注者が本工事に係る作業の全部又は一部を他の者に請け負わせる場合にあつては、下請負人に対する周知その他の措置を含む。）を講じなければならない。

2-15-4 受注者は、本工事に係る作業員に対し適正な賃金及び特殊勤務手当が支給されていることを、原則として四半期ごとに賃金台帳等の書類（受注者が本工事に係る作業の全部又は一部を他の者に請け負わせる場合にあつては、下請負人が作成したものを含む。次項において同じ。）で確認しなければならない。

2-15-5 受注者は、本工事に係る作業員に対し適正な賃金及び特殊勤務手当が支給されたことを証するため、前項の確認終了後、速やかに、発注者が指定する書類に賃金台帳等の書類を添付して、発注者に提示し、検査を受けなければならない。

2-15-6 受注者は、前項の検査に合格したときは、発注者に対し、本工事に係る作業員に対し支給した特殊勤務手当の額に相当する額及び工種別に定める特殊勤務手当に係る諸経費に相当する額について、支払いを請求することができるものとする。

2-15-7 受注者は、第1項(1)、(2)又は(3)の発注者による認定を受ける前に実施した本工事に係る作業について、事後的に、第1項(1)、(2)又は(3)の発注者による認定を受けた場合は、その作業に係る特殊勤務手当の額に相当する額についても、前項の規定による請求の対象とすることができる。

2-16 共通仕様書除外項目

共通仕様書の除外となる項目は、以下のとおりとする。

- ・第4章第3節(除染土壌等の取扱い)のうち4-3-4(保管台帳の作成)
- ・第5章第1節(報告・提出書類)のうち、5-1-2(除染管理情報)、5-1-3(住宅地及び農地等の除染結果の報告)、5-1-4(仮置場等の原状回復工事結果の報告)
- ・第5章第2節(関係人等に対する除染結果または仮置場等原状回復工事結果の報告)全体

2-17 成果品

- (1) 受注者は、工事完了に際して共通仕様書第1章第1節1-1-27に示す図書を成果物として監督職員に提出すること。その他、監督職員より指示する図書を随時提出すること。成果物の詳細は要求水準書によること。
- (2) 上記図書(写真全部含む)の電子データを収納した電子媒体(DVD-R、CD-R 又はBD-R)を必要数提出すること。
- (3) 電子データの仕様及び記載事項は、別添1及び別図によること。

第3章 施工条件等則

3-1 施工期間中の法定外公共物の取扱い

法定外公共物(通称、青水路又は赤道等。)に関する申請手続(公共物使用許可申請手続)は環境省にて行うが、監督職員が必要とした場合は、受注者は監督職員に申請書類等の作成の協力を行うとともに、関係機関への協議に同行すること。ただし、任意仮設の範囲において法定外公共物への影響がある場合については、受注者により手続等の措置を行うこと。

3-2 土壌汚染対策法に基づく手続

本工事において土壌汚染対策法に基づく手続は不要と考えているが、必要となった場合、受注者は監督職員と協議することとする。

3-3 道路法に基づく手続

道路法に基づく手続(道路法第24条、同法第35条等)は、環境省にて行うが、監督職員が必要と判断した場合、受注者は監督職員に申請書類等の作成の協力を行うとともに、関係

機関への協議に同行すること。ただし、任意仮設の範囲において法定外公共物への影響等がある場合については、受注者により手続等の措置を行うこと。

3-4 環境省への支援

関係機関、地元等へ監督職員が協議、説明等を行う場合において、監督職員が必要と判断した場合は、受注者は資料の作成、同行等の協力を行うこと。

3-5 設計数量

- (1) 受注者は線量低減措置工事、測量及び地盤調査の施工に当たり、要求水準書に記載されている設計数量と現場状況に一致しない箇所がある場合は、契約書第 18 条のとおり確認を請求すること。
- (2) 線量低減措置工事、測量及び地盤調査の実績数量が、設計数量と異なる場合で、目的物に変更がない場合は、設計数量と実績数量が同等とみなして数量変更しないことがある。ただし、契約書第 18 条についてはこれを妨げないものとする。
- (3) 線量低減措置工事、測量及び地盤調査の実績数量が、設計数量と異なる場合で、要求水準書等の記載が標準図等となっており、詳細仕様が明記されていないものについては、受注者は取扱いについて監督職員に協議できるものとし、必要に応じて精算変更の対象とする。

3-6 工事着手時の道路状況の撮影

本工事による現道への影響を明確にするため、本工事着手前に現道の道路状況を写真撮影し、監督職員に提出しなければならない。

3-7 調査業務、施設復旧計画検討業務履行期間中の報告

受注者は、本工事の履行期間中、監督職員から調査業務、復旧及び増設の基本設計業務に関する進捗状況等の報告を求められた場合は、これに応じなければならない。

3-8 廃棄物の処分

本工事を履行するうえで発生する廃棄物は、関係法令に則り、適正に処理処分すること。
なお、舗装の切断作業時に発生する排水は、吸引機能を有する切断機械等により回収し、産業廃棄物（汚泥）として処理しなければならない。

第 4 章 その他

4-1 疑義等の取扱い

受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、監督職員と速やかに協議しその指示に従うこと。

4-2 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下

- 「著作権等」という。)は、環境省が保有するものとする。
- (2) 受注者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。
 - (3) 成果物の中に受注者が権利を有する著作物等(以下「既存著作物」という。)が含まれている場合、その著作権は受注者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
 - (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、受注者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
 - (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
 - (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受注者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

4-3 情報セキュリティの確保

受注者は、以下の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 受注者は、受注業務の開始時に、受注業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 受注者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。また、受注業務において受注者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 受注者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき、又は受注者において受注業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 受注者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。また、受注業務において受注者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 受注者は、受注業務の終了時に、本工事で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

1 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、最新閣議決定の「環境物品等の調達に関する基本方針」の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [Aランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議のうえ、基本方針 (<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

2 電子データの仕様

- (1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。
- (2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。
 - ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
 - ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
 - ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式
- (3) (2) による成果物に加え、それらの電子ファイルを「PDF ファイル形式」で保存した成果物を作成すること。
- (4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R、CD-R 又は BD-R（25GB・50GB、以下「DVD-R 等」という。）とし、データを追記・書き換えできない方式で保存すること。また、事業年度及び事業名称等を収納ケース及び DVD-R 等に必ず付記すること。DVD-R 等への付記は、別図に従い、直接印刷又は油性フェルトペンでの手書きにより行うこと。
- (5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3 電子成果物のフォルダ構成

電子成果物の作成にあたっては、紙納品された成果物の目録に対応したフォルダを作成したうえで、データを保存すること。

また、格納媒体が複数枚にわたる場合は、フォルダ構成の一覧を作成添付すること。

4 ウイルスチェック

電子媒体に対し、ウイルスチェックを行うこと。ウイルスチェックソフトは常に最新のデータにアップデートしたものを利用すること。

5 その他

成果物納入後に受注者側の責めによる不備が発見された場合には、受注者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

電子媒体への表記

電子媒体のラベル面に、次の事項を表記すること。

- 1) 「工事・業務番号」 (別途指定する工事番号を記載すること。)
- 2) 「工事・業務名称」 (正式名称を記載すること。)
- 3) 「作成年月」 (工期終了時の年月を記載すること。)
- 4) 「発注者名」 (正式名称を記載すること。)
- 5) 「受注者名」 (正式名称を記載すること。)
- 6) 「何枚目／総枚数」 (総枚数の何枚目であるかを記載すること。)
- 7) 「発注者署名欄」 (主任監督員又は主任調査職員が署名すること。)
- 8) 「受注者氏名欄」 (現場代理人又は管理技術者が署名すること。)

(表記方法にかかる留意事項)

- ・ ラベル面には、必要項目を表面に直接印刷、又は油性フェルトペンで表記し、媒体に損傷を与えないように留意すること。
- ・ 電子媒体のラベル面へ印刷したシールを貼り付ける方法は、シール剥がれ等による電子媒体や使用機器への悪影響を鑑み、行わないこと。
- ・ 表記事項のレイアウトは、以下の表記例によること。

工事番号: 000000000000 枚数/総枚数
工事名称: 令和0年度 0000000000工事

令和0年0月

発注者署名欄 受注者署名欄

発注者: 環境省 福島地方環境事務所
受注者: △△建設株式会社

ウイルスチェックに関する情報
ウイルス対策ソフト名: 0000
ウイルス定義: 0000年0月0日版
チェック実施日: 0000年0月0日
フォーマット形式: ISO9660 (レベル1)

(電子媒体への表記例)

令和元年度クリーンセンターふたば線量低減措置等工事

要求水準書

目 次

第1編 共通編	1
第1節 工事の目的.....	1
第2節 共通仕様書の適用.....	1
第3節 本工事の概要	1
第4節 処分場の概要	1
第5節 工事实施の条件	2
第2編 線量低減措置工事	3
第1章 総則	3
第1節 線量低減措置工事の目的.....	3
第2節 共通仕様書の適用.....	3
第3節 対象地域	3
第4節 施工計画書.....	3
第5節 安全確保	3
第6節 損壊物件の撮影	4
第2章 線量低減措置の実施.....	4
第1節 試験施工	4
第2節 工事数量	4
第3節 工事材料	4
第4節 除去土壌等の取扱い	5
第5節 一時保管場所	5
第3章 施工管理	6
第1節 出来形管理基準	6
第2節 放射線量の測定・記録	6
第3節 確認調査	6
第4章 報告	7
第1節 提出書類	7
第3編 調査業務.....	8
第1章 総則	8
第1節 目的.....	8
第2節 共通仕様書の適用.....	8
第2章 測量業務	8
第1節 測量業務の目的	8
第2節 作業実施計画書	8
第3節 測量業務の内容	8
第4節 成果品	10
第3章 地盤調査業務.....	10
第1節 地盤調査の目的	10
第2節 業務計画書.....	10

第3節 1期埋立地廃棄物調査	10
第4節 2期埋立地地質調査	11
第5節 成果品	13
第4章 既施設設点検及び評価	13
第1節 目的	13
第2節 対象範囲	14
第3節 点検計画及び評価書作成	14
第4節 点検及び評価のとりまとめ	19
第4編 施設復旧計画検討業務	21
第1章 総則	21
第1節 目的	21
第2節 共通仕様書の適用	21
第3節 業務内容	21
第2章 埋立地施設	22
第1節 対象施設	22
第2節 業務内容	23
第3節 設計基準	23
第4節 設計条件	23
第5節 技術的要件	24
第3章 浸出水調整槽施設・浸出水処理施設	26
第1節 対象施設	26
第2節 業務内容	26
第3節 設計条件	27
第4節 施設概要	29
第5節 技術的要件	30
第4章 放流排水施設(処理水管)	34
第1節 対象施設	34
第2節 業務内容	34
第3節 設計条件	35
第4節 技術的要件	35
第5章 管理棟施設・関連施設	35
第1節 対象施設	35
第2節 業務内容	36
第3節 設計条件	36
第6章 施設復旧計画検討業務の成果品	38
第1節 成果品	38

<添付資料>

- 資料 1 案内図（工事箇所）、全体計画平面図、土地利用・都市計画事項
- 資料 2 線量低減措置工計画平面図
- 資料 3 線量低減措置工数量総括表
- 資料 4 搬入路平面図
- 資料 5 空間線量率測定値
- 資料 6 測量業務数量表
- 資料 7 地質調査結果
- 資料 8 最終処分場 点検対象一覧（参考）
- 資料 9 地下水集排水工平面図
- 資料 10 浸出水集水管平面図
- 資料 11 防災調整池平面図
- 資料 12 漏水検知システム平面図
- 資料 13 建築物等配置図
- 資料 14 建築物点検対象
- 資料 15 浸出水調整槽施設
- 資料 16 浸出水処理施設
- 資料 17 浸出水処理施設 機器リスト
- 資料 18 処理水放流水路図

第1編 共通編

第1節 工事の目的

本工事は、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震による震災やこれに伴う福島第一原子力発電所事故により業務を中断した状態にあるクリーンセンターふたば（最終処分場）（以下「処分場」という。）の有効活用のために必要となる処分場内の線量低減措置（除染工事）を行う。

また、処分場を再開するために、廃棄物最終処分場に関わる諸施設・諸設備を全て調査し、現状を把握したうえで、処分場を復旧するための対応を明らかにし、復旧計画を立案することを目的とする。

第2節 共通仕様書の適用

本書において各条項に掲げる用語は、除染等工事共通仕様書（第12版）（以下「共通仕様書」という。）第1章1-1-2 並びに設計業務等共通仕様書（自然公園編）平成29年7月改定版（以下「公園共通仕様書」という。）の第1編測量業務共通仕様書、第2編地盤・土質調査業務共通仕様書、第3編設計業務等共通仕様書の各編の第1章1.2 に定めるところによる。

第3節 本工事の概要

1) 施工場所

福島県双葉郡大熊町大字小入野地内（添付資料1(1)参照）

2) 工事の期間

本工事の期間は次のとおりとする。

契約締結日の翌日～令和2年6月30日

3) 工事の期間

本工事の内容

- | | |
|------------------------------|----|
| (1) 線量低減措置工事 | 1式 |
| (2) 調査業務（測量、地盤調査、既設施設点検及び評価） | 1式 |
| (3) 施設復旧計画検討業務 | 1式 |

第4節 処分場の概要

1. 施設所有者

処分場は双葉地方広域市町村圏組合（一部事務組合）が平成12年2月に竣工した施設である。

2. 施設概要

- 1) 施設所在地：福島県双葉郡大熊町大字小入野
- 2) 敷地面積：約15.0ha
- 3) 施設名称：クリーンセンターふたば
- 4) 施設型式：管理型最終処分場

- 5) 施設状態：処分場は平成23年3月以降受入業務を中断しており、埋立施設や浸出水処理施設等の維持管理業務も実施していない。

第5節 工事実施の条件

- 1) 現地における空間線量率は、およそ次のとおりである。
1.8～10.5 μ Sv/h（平成30年8月30日現地測定（添付資料5）参照）
- 2) 現場は、上下水道、電気、ガス等のインフラが利用できないことから、作業の実施に際しては、必要な設備を準備すること。
- 3) 対象地域では、救急車、消防車その他緊急車両等の活動が十分とはいえない状況が想定される。従って、事故や火災等の防止に努めるほか、緊急の事態に対応できるよう、必要な準備をすること。
- 4) 現地は帰還困難区域である。ゲート内に立入る許可申請を行うこと。また、作業者をはじめ入域者に関しては、関係法令を遵守し、放射線管理を行うこと。

第2編 線量低減措置工事

第1章 総則

第1節 線量低減措置工事の目的

線量低減措置工事は、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（以下「除染電離則」という。）に基づき、今後の処分場の施設復旧に向けた業務従事者等の被ばく量低減を目的とする。

第2節 共通仕様書の適用

本工事のうち、線量低減措置工事は、共通仕様書に基づき実施しなければならない。

第3節 対象地域

線量低減措置工事の対象となる地域（以下「線量低減措置対象地域」という。）は、処分場敷地内の諸施設や森林のほかに、周辺の搬入道路や道路脇の草地・芝地等を対象に実施することとし、範囲は線量低減措置工計画平面図（添付資料2）、線量低減措置工数量総括表（添付資料3）及び搬入路平面図（添付資料4）のとおりとする。

なお、線量低減措置対象地域内の施設等は、以下（1）～（7）のとおりとする。

- （1）埋立地施設（1期埋立地(既設)、2期埋立地(予定)、貯留施設、遮水施設、雨水排水施設、発生ガス処理施設、道路、植栽、森林等）
- （2）浸出水調整槽施設（建屋、水槽、機械設備、電気設備、附帯外構等）
- （3）浸出水処理施設（建屋、水槽、機械設備、電気設備、附帯外構等）
- （4）管理施設（管理棟、車庫棟、トラックスケール、監視モニター、洗車施設、附帯外構等）
- （5）関連施設（搬入道路、場内道路、管理道路、ネットフェンス、附帯外構等）
- （6）道路（町道東26号線とその沿道）
- （7）場内貯水・滞留水等（上記の水槽や防災調整池、洗車場等の貯留水・滞留水は工事対象に含めないが、監督職員との協議対象とする。）

第4節 施工計画書

受注者は工事着手前に、工事を完成するために必要な手順や工法等について記載した全体施工計画書を作成し、速やかに監督職員に提出しなければならない。記載内容は共通仕様書第1章1-1-8によるものとする。

なお、工区を分けず施工計画を基本とするが、工区を分割して施工する場合は、工区ごとに施工計画書を作成すること。

第5節 安全確保

線量低減措置工事の安全確保については、共通仕様書第1章1-1-33に定める事項のほか、以下に定める事項を適用する。

- 1) 受注者は、線量低減措置対象物等の安全について常に注意を払い、特に損壊の恐れがある

- 場合には、作業員及び第三者への安全を図るため、適切な措置を講じなければならない。
- 2) 受注者は、線量低減措置工事に伴う足場を設置する場合は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）を遵守し、風雨に耐える十分な強度を確保しなければならない。また各部位の高さや寸法は、これらの法令で定められた基準に準拠すること。
 - 3) 受注者は、作業期間中、第三者から見やすい場所に、工事目的、作業名、作業期間（当該場所の作業開始から終了までとする。）、受注者（施工者）の氏名、連絡先（電話番号）等を記入した標示板等を設置しなければならない。また、交通量が見込まれる場所にあつては、作業場所周辺に工事情報看板又は工事説明看板等を設置すること。
 - 4) 受注者は、作業現場及びその周辺の産物等の保全と火災の予防について万全の措置を講ずるものとし、作業に伴って発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。
 - 5) 受注者は、現場状況等を事前に確認し、現場条件、工事内容等に即した安全管理を検討するとともに、チェックリスト等を用いて作業時の留意事項についての指導を徹底すること。また、ミーティング時等にオペレーター・作業員への指導等を徹底すること。
 - 6) 受注者は、本工事に係る作業の実施に当たり、現地条件等を十分把握したうえで、工事内容に応じた適切な人員を配置すること。
 - 7) 受注者は、作業員の事故を防止するため、作業員に対する安全教育を強化徹底すること。資材搬入業者その他の工事関係者に対しても、安全対策について必要な指導を行うこと。
 - 8) 現地に監督職員詰所を設置し、安全対策等について協議できるようにすること。

第6節 損壊物件の撮影

受注者は、線量低減措置の実施前にすでに損壊している箇所がある場合、除染作業の実施前後の当該損壊箇所の写真を共通仕様書写真管理基準に従い撮影し、記録しなければならない。

第2章 線量低減措置の実施

第1節 試験施工

共通仕様書第3章第2節及び試験施工の結果により線量低減措置を実施すること。これにより難しい場合は、監督職員に報告しその指示に従うこと。

第2節 工事数量

線量低減措置工事の数量は、線量低減措置工数量総括表（添付資料3）に示すとおりである。

第3節 工事材料

共通仕様書第2章により以下の材料については、見本又は品質を証明する資料を、工事材料を使用するまでに監督職員に提出し、承諾を受けなければならない。

材料承諾：耐候性大型土のう（一重内袋付き）

耐候性大型土のう（二重内袋付き）
再生砕石（RC-40）

第4節 除去土壌等の取扱い

- 1) 線量低減措置に伴い発生した除去土壌等は、共通仕様書第4章第3節4-3-1 に準じて、除去土壌と除染廃棄物（草木類、保護具等）に分別し、大型土のう袋（内袋付き）等へ袋詰めし、表面線量率・重量等の測定を行い、タグを取付けること（共通仕様書第4章第3節4-3-3 参照）。
- 2) 大型土のう袋（フレキシブルコンテナ）は、可燃物については耐候性大型土のう（一重内袋付き）、不燃物（土壌等）については耐候性大型土のう（二重内袋付き）とする。なお、これにより難しい場合は監督職員と協議すること。
- 3) 線量低減措置で発生した草、枝葉等については、運搬・収集・袋詰めできないものは裁断し、袋詰め（共通仕様書第3章第2節11.1、11.2参照）すること。
- 4) 発生した除去土壌等は、共通仕様書第3章第1節3-1-3 に従い収集し、添付資料1(2)全体計画平面図に示す場内の一時保管場所、又は監督職員が指定する場所に運搬すること。

第5節 一時保管場所

- 1) 一時保管場所の設置
受注者は、線量低減措置で発生した除去土壌や除染廃棄物（以下「除去土壌等」という。）を保管するため一時保管場所を設置するものとする。
- 2) 分別保管
除去土壌等を袋詰めした大型土のう袋（フレキシブルコンテナ）（以下「保管物」という。）は一時保管場所に運搬、保管するものとする。保管に当たっては、可燃物、不燃物等が混在、混合、飛散しないよう保管するものとする。
- 3) 一時保管場所の構造
一時保管場所は、現地盤の粗造成（伐採・除根・整地）を終えた後に、仕切りシートを敷設し、仕切りシート上に厚さ5cmの砕石層（RC-40）を敷き均し、締固めた後に、砕石層上部に保護マットを敷設する（砕石等の仕様は、除染特別地域における除染等工事暫定積算基準平成30年5月を参照）。保護マット上部に保管物を取込・設置する。
保管物は遮蔽土のうにより側面並びに上面を遮蔽し、遮光シートで覆い保管する。
なお、一時保管場所の構造について変更があった場合は、適宜、指示・協議のうえ設計変更の対象とする。
- 4) シート類、遮蔽土のうの仕様
シート類、遮蔽土のうの仕様は次のとおりとする。
 - (1) 仕切りシートは、現地盤と砕石層を分離するとともに、造成面の不陸を補正することを目的とする。シートは、長繊維ポリエステル系不織布、厚さ1.0mm以上、245(N/5cm)以上とする。
 - (2) 保護マットは、砕石等による保管容器（大型土のう袋）の破損防止、砕石の飛散や砕石層の轍ぼれ等を軽減することを目的に、厚さ10mm以上の短繊維系不織布を敷設する。

- (3) 遮光シートは短繊維系不織布を使用し共通仕様書第3章第2節13.1.1.9-(3)に準じる。
 - (4) 遮蔽土のうに使用する容器は、共通仕様書第2章第3節2-3-1(1)①に準じる。
- 5) 放射線量の測定・記録
- (1) 一時保管場所では、共通仕様書第4章第1節4-1-3-1、4-1-3-3に従い放射線量の測定を行うとともに、4-1-3-2に規定する毎日1回の測定を月1回の測定に読み替えて実施すること。
 - (2) 保管した保管物等は、共通仕様書第4章第3節4-3-2に従い空間線量率の測定・記録を行うこと。
- 6) 保管時の留意事項
- (1) 受注者は、除去土壌等を保管する一時保管場所を、工事完成検査が終わるまで適切に管理しなければならない。
 - (2) 一時保管場所で可燃物を収納した保管物を積み上げる場合、最大積み上げ段数を3段とする。また、不燃物を収納した保管物は、最大積み上げ段数を5段とする。

第3章 施工管理

第1節 出来形管理基準

線量低減措置工事に用いる規格値は、共通仕様書「除染等工事施工管理基準」によるものとする。

第2節 放射線量の測定・記録

共通仕様書第4章第1節4-1-1を遵守し、以下により放射線量の測定及び記録を行うこと。

- 1) 試験施工を実施する際には共通仕様書第4章第1節4-1-2-1に、線量低減措置工事を実施する前には共通仕様書第4章第1節4-1-2-2に、線量低減措置工事を実施した後は共通仕様書第4章第1節4-1-2-3に従い、放射線量の測定・記録を行うこと。
- 2) 一時保管場所においては、第2編第2章第5節一時保管場所に関する事項によるものとする。

第3節 確認調査

受注者は、監督職員の指示に基づき、共通仕様書第4章第2節4-2-1から4-2-3に従って確認調査を実施しなければならない。

- 1) 確認調査の対象範囲は、次の各号に掲げる施設等であり、対象面積は、それぞれの総面積の1パーセント程度とする。なお、詳細については、監督職員が指示するものとする。
 - (1) 廃棄物最終処分場の諸設備
 - (2) 建築物
 - (3) 舗装された道路
- 2) 受注者は、確認調査の開始前において工期及び確認調査対象物等を勘案し、安全対策を含めた確認調査計画書（実行方法、スケジュール）を策定し、監督職員に提出して承認を得

なければならない。確認調査の評価方法については、監督職員が受注者に通知する。

- 3) 確認調査の結果、放射線量が管理値（線量低減措置工事に追加的に実施した場合の前後における低減率の標準的な差）以上に低下したと認められた場合には、監督職員の指示に基づき、線量低減措置工事を再度実施しなければならない。ただし、放射線量の大幅な低下の原因が、再汚染等の受注者の責に帰せないものとして監督職員が承諾した場合はこの限りでない。

第4章 報告

第1節 提出書類

- 1) 提出書類は、共通仕様書第5章第1節5-1-1のとおりとするが、詳細は監督職員と協議すること。
- 2) その他必要な書類は監督職員と協議のうえ、提出すること。

第3編 調査業務

第1章 総則

第1節 目的

本調査は、処分場を再開するために、1期埋立地の現状把握並びに2期埋立地の基本設計に必要な測量や地盤調査、処分場に関わる諸施設・諸設備を調査し、復旧計画策定に必要な情報を得ることを目的とする。

第2節 共通仕様書の適用

公園共通仕様書及び環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部及び水・大気環境局公共測量作業規程（以下「測量作業規程」という。）に準拠して、実施すること。

第2章 測量業務

第1節 測量業務の目的

東日本大震災前の敷地境界測量成果の座標（経緯度）及び標高が、地震の影響により現状と差異が生じていることから、敷地全域の現地測量を行う。

また、1期埋立地の残容量を把握するとともに、2期埋立地の造成設計に必要な地形状況を把握するために現地詳細測量を行う。

第2節 作業実施計画書

測量の実施にあたっては、業務計画書を作成し、監督職員に提出すること。記載内容は公園共通仕様書に示すとおりである。

第3節 測量業務の内容

1. 測量対象

1) 敷地測量

境界測量は、敷地内震災前に作成された測量成果に、地震による地殻変動量を補正すること。

2) 1期埋立地残容量測量

1期埋立地において、現地測量を実施し、土地状況図（平面図、縦断図及び横断図）を作成する。

1期埋立地については、「福島（双葉）地区産業廃棄物最終処分場建設工事竣工図（平成12年）」等の既存の資料がある。現地測量に際しては既存の資料等を活用しながら、世界測地系（測地成果2011）を反映した現地測量を行うこと。

3) 2期埋立地現地測量

2期埋立地建設予定地において、現地測量を実施し、土地状況図（平面図（縮尺1/500）程

度)、縦断図及び横断図)を作成する。

2期埋立地については、「一般廃棄物最終処分場測量及び地質調査業務委託報告書(平成20年)」が実施済である。現地測量に際しては既存の資料等を活用しながら、世界測地系(測地成果2011)を反映した現地測量を行うこと。

- 4) 土地状況図の作成はCADによるものとするが、CAD形式については別途監督職員と協議すること。

2. 測量内容

測量の実施にあたっては、着手前に監督職員と次の1)から5)に記載している内容について協議を行い、承諾を得ること。

1) 業務計画書

業務計画書を作成し、監督職員に提出すること。記載内容は公園共通仕様書第1編第1章1.13に示すとおりである。

2) 基準点測量

・丘陵地・耕地・森林

- (1) 2級基準点設置：2点(GNSS測量、伐採なし)
 (2) 3級基準点設置：3点(伐採なし、永久標識設置なし)
 (3) 4級基準点設置：70点(伐採なし、永久標識設置なし)

3) 現地測量

縮尺 1/500・丘陵地・耕地

平板測量 : 15.0ha

4) 路線測量

丘陵地・耕地・交通量0~1,000台未満・曲線数0

測量箇所	防災調整池	1期埋立地	第2期埋立地	計
路線長	178m	207m	265m	650m

- (1) 作業計画 : 1業務
 (2) 現地踏査 : 650m
 (3) 線形決定 : 650m
 (4) 中心線 : 650m
 (5) 仮BM : 650m
 (6) 縦断測量 : 650m
 (7) 横断測量 : 650m(間隔20mピッチ・幅135m~145m)
- 5) 公図等の重ね図作成

用地杭の有無や境界物件の確認を行うとともに、測量図に監督職員が提供する土地所有者が判かるデータを重ね合わせ、所有者が判るよう整理する。

第4節 成果品

測量業務の成果品は以下のとおりとする。

- 1) 土地現況図
 - ① 図面（平面図・縦断図・横断図・平面図（重ね図））
 - ② CADデータ等
- 2) 測量成果簿
- 3) 現場記録写真

電子媒体に収納するデータは、各アプリケーションソフトで作成したデータ及びPDF化したデータとする。なお、CADデータの保存形式については、環境省担当官と協議すること。

第3章 地盤調査業務

第1節 地盤調査の目的

1期埋立地では、バックホウによる試掘により埋立廃棄物の構成を把握し、併せて埋立地から発生するガス（埋立ガス）の有無や危険性を確認する。2期埋立地においては、新設する埋立地で必要となる地質の基礎情報を得ることを目的とする。

第2節 業務計画書

地盤調査の実施にあたっては、業務計画書を作成し、監督職員に提出すること。記載内容は公園共通仕様書第2編第1章1.13に示すとおりである。

第3節 1期埋立地廃棄物調査

1期埋立地の埋立廃棄物の組成や埋立地ガス発生による酸素欠乏や可燃性ガスによる火災等の危険性を把握する調査である。表3-1に調査内容を示す。

1. 廃棄物調査

埋立層内の状態を目視で確認する。試料採取は、粒径の大小にかかわらず採取できるバックホウ掘削によるものとする。調査対象深度はGL-3m程度までとする。

試料は1地点につき1m掘進するごとに10kg程度の埋立物を採取し、GL-3mまで計3深度から埋立物を採取する。1mごとに掘り上げた埋立物の性状は、現地において目視により代表的な品目、色、臭気等を確認し、観察記事と試料の写真を記録すること。

調査中の掘削物は、できる限り深度ごとに仮置きし、調査終了後は、調査箇所にも元の深度の順で現地発生物の埋め戻しを行い、調査前の表土（覆土）が埋戻し後も表層になるよう復旧すること。

2. 埋立ガス発生状況調査

既存ガス抜き管においてガス発生の有無を確認した後、酸素、メタン等の簡易濃度測定により酸素欠乏や可燃性ガスの濃度を測定する。

測定結果は、測定日時、天候、気温、臭い、その他ガス発生に係る記事（孔内の音等）を記載した記録としてまとめること。

表 3-1 調査項目

項目	内容・内 訳	数量
1. 廃棄物調査		
・掘削調査(試料採取)	バックホウにて 3m まで掘削し、1m ごとに試料採取	1ヶ所 3深度
・埋立物の種類組成*	埋立物を以下の①～⑦に分類した各重量比 ①可燃物（紙類、ちゅうかい類、繊維類、木竹類） ②プラスチック類 ③ゴム・皮革類 ④金属類 ⑤ガラス・陶器・石類 ⑥土砂・雑物（5mm 以下） ⑦土砂・雑物（5mm 以上）	
・埋立物の 3 成分	水分、灰分、可燃物分の重量比	
2. 埋立ガス発生状況調査		
・現地測定	既存ガス抜き管にガス採取管を挿入し、簡易濃度測定 ①ガス検知器：メタン、一酸化炭素、硫化水素、酸素 ※メタンは Vol% の測定ができる機器を使用すること ②検知管法：二酸化炭素、アンモニア	3ヶ所

※廃棄物ハンドブック（廃棄物学会第1版 1082-1085頁）

第4節 2期埋立地地質調査

平成 21 年に実施した地質調査では、埋立予定地底部にはN値が 2～3 と非常に緩い砂質土層と軟らかい粘性土層が確認されている（添付資料 7）。一方、2期埋立予定地内を流下する表流水は、下流側の 1期埋立地に遮断されて一部で滞水が継続している。

今後計画する予定の諸施設設計の基礎資料とするため、2期埋立地の縦断方向の地点（添付資料 1（2）参照）において地質調査を行うこと。また、2期埋立地上流側の北沢第八溜池の堰堤については、現状法面の安全性についても検証すること。以上から、表 3-2 に示す地質調査を実施し、調査結果と考察をとりまとめること。

なお、表 3-3 に地質調査の計画数量を一覧表として示す。

表 3-2 調査項目

地質調査		
1. 地質調査	機械ボーリング、サウンディング、 室内土質試験(物理試験) 解析等調査業務	3ヶ所
2. 堰堤の安定性検証	安定解析：円弧すべり面を仮定した分割法、1断面	1式

表 3-3 地質調査の計画数量一覧表

ボーリング 番号	コアボーリング 孔径φ66mm				標準貫入試験				室内土質試験				
	粘土	砂	軟岩	合計	粘土	砂	軟岩	合計	土粒子の 密度	含水比	粒度		液性 限界・ 塑性 限界
											ふるい 分析	※沈 降 分 析	
No.1	1.0	9.5	3.5	14.0	1	9	4	14	10	10	9	1	1
No.2	1.0	2.5	3.5	7.0	1	2	4	7	3	3	2	1	1
No.3	1.0	0.5	3.5	5.0	1	0	4	5	1	1	0	1	1
合計	3.0	12.5	10.5	26.0	3	11	12	26	14	14	11	3	3

※ 沈降分析にはふるい分析を含む。

1. 地質調査

1) 機械ボーリング

機械ボーリングは、2期埋立地において3ヶ所で実施する。標準貫入試験を併用するコアボーリングとし、緩い砂質土層及び軟弱な粘性土層の下位に分布する岩盤の層厚を3m以上確認して終了する。また、作業時には、作業前と作業後に地下水位（孔内水位）を測定すること。

想定数量は、次のとおりとする。

コアボーリング：3ヶ所、孔径φ66mm、延べ26m（粘性土、砂質土、軟岩）

2) サウンディング

機械ボーリングに際しては、深度1mごとに標準貫入試験(JIS A 1219)を実施する。

想定数量は、次のとおりとする。

標準貫入試験：計26回（粘性土、砂質土、軟岩）

3) 室内土質試験

室内土質試験は、標準貫入試験で得る攪乱試料を用いて、物理試験を行うこと。試験内

容及び想定数量は、次のとおりとする。

- | | | |
|---------------------|--------------|-----------|
| (1) 土粒子の密度試験 | (JIS A 1202) | : 計 14 試料 |
| (2) 土の含水比試験 | (JIS A 1203) | : 計 14 試料 |
| (3) 土の粒度試験 | (JIS A 1204) | : 計 14 試料 |
| (4) 土の液性限界試験・塑性限界試験 | (JIS A 1205) | : 計 3 試料 |

粒度試験において、20%粒径 (D_{20}) を求めること。

砂質土で細粒分含有率が35%以上の場合は、沈降分析、液性限界、塑性限界の各試験を実施すること。

4) 解析等調査業務

解析等調査業務は、既存資料、機械ボーリング、サウンディング、室内土質試験により得られた資料を基にとりまとめを行うこと。

2. 堰堤の安定性検証

機械ボーリングで得たデータ等を用いて、北沢第八溜池堰堤法面の安定性を検証すること。

- 1) 安定解析：円弧すべり面を仮定した分割法、1断面（一式）

第5節 成果品

地盤調査業務の成果品は以下のとおりとする。

- 1) 1期埋立地廃棄物調査
 - ・調査結果報告
- 2) 2期埋立地地質調査
 - ・調査結果報告
 - ・図面（位置図、平面図、断面図）
 - ・総合解析
- 3) 北沢第八溜池堰堤法面の安定性調査
 - ・調査結果報告
 - ・断面図等の作成
 - ・堰堤の安定検証結果報告

第4章 既施設設点検及び評価

第1節 目的

本業務は施設の復旧を目的に、処分場内の諸施設・諸設備を点検し、点検結果に基づいた評価を行うものである。

第2節 対象範囲

点検の対象は敷地面積約15.0ha内に散在する廃棄物最終処分場の諸施設であり、次表のとおりである。

表 3-4 点検対象施設一覧表

施設名称		
埋立地施設 (1期分)	貯留施設	
	遮水施設	
	雨水排水施設	
	地下水排水施設	
	浸出水集排水施設	
	発生ガス処理施設	
浸出水調整槽施設		
浸出水処理施設		
放流排水施設		
管理施設	管理棟	
	車庫棟	
	トラックスケール	
	監視モニター	
	洗車施設	
	地下水モニタリング人孔	
関連施設	道 路	搬入道路
		場内道路
		管理道路
	飛散防止設備	
	外構設備	

第3節 点検計画及び評価書作成

1. 計画準備

処分場内の諸施設・諸設備を点検し、点検結果に基づいた評価を行うための計画書を作成し、監督職員と協議すること。

計画書は、埋立地施設、浸出水調整槽施設・浸出水処理施設、放流排水施設（処理水管）、管理施設、関連施設の施設ごとに実施体制と工程表を記載すること。

2. 点検及び評価計画書の作成

1) 点検対象の整理

発注者が提供する資料等から点検対象の施設や設備を整理すること。記載項目は点検調査

対象物の規模や仕様、設置や改修時期、用途変更・増改築・被災等の履歴や経緯等とするが、詳細については、監督職員と協議すること。

2) 施設評価計画書の作成

受注者は、施設概要の整理結果等を踏まえて、点検・評価計画書を作成し、監督職員と協議を行うものとする。点検・評価計画書に記載する事項は次のとおりである。

- ・点検リスト作成
- ・点検・診断の手法検討
- ・その他（監督職員の指示した事項）

3) 点検リスト作成

受注者は、表3-4の各施設に関して、完成図書等の既往資料を参照し、土木、建築(建築設備含む。)、機械、電気に分類し、さらに、壁、屋根等の各部やポンプ、制御盤等の構成機器にまで細分化した点検リストを作成すること。点検リスト作成の留意点は以下のとおりである。

(1) 埋立地施設

最終処分場の諸施設・諸設備に関する主な点検対象を参考資料として添付資料8に、また、主要な対象施設図を参考資料として添付資料9～12に示す。

(2) 建築物（浸出水調整槽施設、浸出水処理施設、管理施設）

対象建築物の位置や構造、用途や施設面積等を参考資料として添付資料13に示す。また、建築設備に関する主な点検対象を参考資料として添付資料14に示す。

(3) 機械・電気設備関係

対象設備の配置等を参考資料として添付資料15、16に示す。また、機械・電気設備に関する主な点検対象を参考資料として添付資料17に示す。

機械・電気設備の点検リストには、各品目の名称、主仕様、耐用年数を調査して記載すること。耐用年数は出典を明記すること。その他、異音、異臭、変色、設置環境等の点検項目や、点検結果と評価を記載する欄を設けること。

なお、既設施設は平成12年2月末に竣工した設備であり、平成31年2月末で耐用年数は19年を経過している。

4) 点検方法の検討

劣化予測・故障対策を的確に行うため、主要な設備・機器について調査すること。機能診断調査は、設備・機器ごとに採用する診断技術の種類、測定項目、実施頻度等を定めたいうえで実施すること。

5) 機器別管理基準の作成

主要設備・機器の補修・整備履歴、故障データ、劣化パターン等から各設備・機器の診断項目、評価方法、管理値、診断頻度等の管理基準を作成すること。

機能診断技術により評価を行い、機器別管理基準を作成すること。

6) 施設評価書の作成

機器別管理基準に基づいて後段に記載する機能診断調査や各種点検を行い、その結果を整理しデータベース化すること。構造物、建築、機器・配管等の劣化状況から各設備・機器の健全度を評価し、その健全度や過去の履歴(主要設備・機器の補修・整備履歴、故障デ

ータ、劣化パターン等)も考慮して、点検対象物の評価を行うこと。評価書の内容については監督職員や関係者・関係機関と協議するものとする。

3. 点検方法

1) 目視等による簡易点検方法

(1) 履歴外観調査

調査対象物の用途変更・増改築・被災等の経緯を施設管理者等から聴取及び資料から調査すること。また、建物等の亀裂・傾斜・不同沈下・雨漏り及び部材のたわみ・変形について現地で調査すること。

(2) 外観目視調査

調査対象物の外観を目視により、ひび割れ・モルタル剥落・腐食・変状等について調査すること。

(3) 内部劣化状況調査

調査対象物内部劣化状況を目視により、ひび割れ・モルタル剥落・雨漏り等を調査すること。

(4) コンクリート構造物

コンクリート躯体や建築物の壁等に関する劣化状況については目視、触手調査を行うとともに、必要に応じてテストハンマー、クラックスケール等を用いて調査・診断すること。

(5) 非構造部材の調査

被災による外装材、建具、ガラス類の脱落、破損、変形により人命に与える影響等の有無を調査すること。

(6) シート他部材

露出面からの漏水、仕上材の劣化や浮き状態及び歩行範囲での亀裂や破損の有無等、施設露出面の状態について目視、触手等の方法により調査・診断すること。

(7) 設備

地上部から確認できる側溝や排水管類、ガス抜き管等の埋立地施設の設備、建築設備、浸出水処理設備や関連施設の機械、電気、配管、鋼製架台等の設備に関して目視等により調査・診断すること。

2) 調査機器併用点検方法

(1) 埋立地施設遮水調査

1期埋立地の遮水性を確認するため、次の調査を行うこと。

① 地上部露出遮水シート点検調査

露出した遮水シートを目視確認し、シートの亀裂や破損の有無を確認。

② 漏水検知確認調査

発動発電機を準備して、漏水検知システムによる遮水機能の確認。

(2) 埋立地施設管渠設備調査

埋立地施設管渠は、表3-5に示した点検方法とすること。

表3-5 埋立地施設管渠の点検方法（参考）

番号	対象物	調査対象	調査方法	調査内容
①	地下水管	管径300mm以下	テレビカメラ 調査	テレビカメラにより管内の堆積物等の支障の有無を確認。
②	管 浸出水管	管径700mm以下		
③	雨水管	管径600mm以下		
④	雨水管	管径1,350mm 以上	目視	目視により管内のひび、堆積物等の支障の有無を確認。

(3) その他

水槽壁の内部等の目視では確認できない対象物は、表3-6、表3-7に示した点検方法を参考にして、受注者は状況に応じた方法を提案し、監督職員と協議のうえ点検すること。なお、遮水シートの漏水検知は今後も使用する可能性があるため、復旧を試みることも。調査に必要な水槽等の水や泥の排出も行うこと。

表3-6 非可視部の点検方法（参考）

対象物	調査方法	調査内容
コンクリート面 (水槽類他)	コア調査	コア採取による内部確認
	電磁波レーダー	配筋状態及びかぶり測定
	X線透過法	X線照射による内部確認
	水張り試験	水張後放置、水位低下を計測
遮水シート	漏水検知	既設漏水検知システムを復旧し、漏水の有無を確認
	サンプル試験	シートの一部を採取して、引張試験等を行って健全度を確認
埋設管	目視調査	鏡によるマンホール間の管内調査
	内視鏡調査	ファイバースコープを管内に挿入
	テレビカメラによる調査	自走式テレビカメラによる管内撮影
	ヘリウム検知式漏水探査	管内にヘリウムガスを注入し漏水孔からの遺漏を検知
	送煙調査	管内に煙を送り込み、漏煙箇所から、通水状態を確認する調査

表3-7 機器による調査・測定診断（参考）

対象物	調査項目
1. 電気設備	①受変電設備(電気設備接続箇所、変圧器、コンデンサ、他) 電線路絶縁抵抗測定等 ②幹線動力設備(動力盤、電灯盤、電気設備接続箇所、他) 電線路絶縁抵抗測定等 ③電灯コンセント設備(照明器具) 基準階について実施 簡易照度測定 ④防災・情報設備(非常用発電機、中央監視、自火報等、他) 定期点検報告書にて判定
2. 空調・換気設備	①熱源設備(冷熱、温熱源機器、配管、ポンプ、他) 放射線透過装置(X線)等 ②空気調和設備(空調機、ファンコイル、ダクト、配管、他) 工業用内視鏡、ビル管理法測定器セット等 ③換気設備(送・排風機、エアフィルタ、ダクト、他) ビル管理法測定器セット等 ④自動制御設備(操作機器、盤、監視装置、配線、センサ類) 電線路絶縁抵抗測定、センサ類動作試験
3. 給排水衛生設備	①給水設備(タンク類、配管、バルブ、ポンプ、給水栓類、他) 工業用内視鏡、放射線透過装置(X線)等 ②排水・通気設備(タンク、貯留槽、配管、バルブ、ポンプ、他) 放射線透過装置(X線)、工業用内視鏡、地中探査レーダ

4. 関連情報の情報整理

1) 施設管理者等からのヒアリング

既施設の現状を施設管理者からヒアリングし、得られた情報を評価の判断材料とすること。

2) 関係資料の情報整理

既施設の資料から得られた情報を評価の判断材料とすること。

例. 改修・修繕履歴、法令・定期点検等の記録等

5. 評価方法

1) 評価の原則

本業務は、災害に因る長期間の中断状態を含め、被災を受けた施設や設備を原形に復旧する（原形に復旧することが不可能な場合においては当該施設や設備の従前の効用を復旧することを含む。）ことを原則とする狭義の復旧を目安に評価基準を策定すること。

2) 評価判定

受注者は、点検の結果を評価し、品目ごとに、**更新**、**修復**、**再使用**に判定すること。
各用語の定義は次のとおりである。

更新：故障、劣化した部位・部品や機器等を既設と同種・同等の新品に取り替えること。なお、法定耐用年数に達しているものは原則、更新とする。

修復：故障、劣化又は不具合を生じた建築物・部材・部品や機器等の性能・機能・外観を原状あるいは実用上支障のない状態まで回復すること（部分的な修繕も含める。）。

再使用：既設をそのまま使用する（清掃、塗装、保温等の養生は必要により施す。）。

3) 判定者の要件

受注者は、最終処分場の諸施設について十分な知見を有する判定者を選任し、その経歴書を監督職員に提出し協議すること。

判定者の選定例は以下のとおりである。

- ①埋立地施設：最終処分場施工実績を有する土木技術者
- ②浸出水調整槽施設、浸出水処理施設：水処理施工実績を有するプラント技術者
- ③放流排水施設(処理水管)：埋設配管診断実績を有する土木技術者
- ④管理施設(管理棟、車庫棟、監視モニター、洗車施設)：建築物診断経験者
- ⑤地下水モニタリング人孔：観測用井戸設置経験を有する技術者
- ⑥関連施設(道路、飛散防止設備、外構)：土木技術者

第4節 点検及び評価のとりまとめ

1. 点検報告書の作成

点検結果を踏まえて、構造物、建築、機器・配管等の劣化状況及び評価を品目ごとに整理のうえ監督職員と協議する。記載事項は以下を基本とする。

1) 概要

点検箇所及び調査方法等

2) 点検結果

- ・品目別の点検結果、評価における判定結果及びその理由
- ・現場・作業状況の位置図、写真
- ・点検結果リストの作成（点検リストに評価判定を加える。）

3) 総合評価

総合所見及び点検・評価の総括表等

4) 対応

評価の判定結果に基づく対応方針は次のとおり行う。詳細は、第4編施設復旧計画検討業務に従い整理する。

更新のもの：対象品目の計画図又は設計図や更新方法を提示

修復のもの：対象品目の施工箇所とその修復方法を提示

再使用のもの：そのまま使用（塗装等の養生を提示）

2. 参考資料等

国及び市で定める最新の基準書

- ・ 廃棄物処理施設の定期検査ガイドライン(第1版)平成23年4月(環境省)
- ・ 国家機関の建築物等の保全に関する基準の実施に係る要領(平成17年6月1日 国営管第59号 国営保第11号。最終改正 平成22年3月31日 国営管第482号 国営保第30号)
- ・ 建築保全業務積算要領 平成30年版(平成30年9月12日 国営保第26号)
- ・ 道路土工構造物点検要領 平成30年6月(国土交通省)
- ・ 下水道主要設備機能診断 2005年8月(財下水道新技術推進機構)
- ・ 道路等側溝堆積物調査委託 仕様書(H30.1.15~適用)(福島県)
- ・ 道路附属物点検業務委託 積算基準(福島県)
- ・ 廃棄物最終処分場新技術ハンドブック(最終処分場技術システム研究会)
- ・ その他、受注者は適宜必要な資料を参照し、提出書類には出典を記載すること。

3. 成果品

既設施設点検及び評価の成果品は以下のとおりとする。

- ・ 点検計画及び評価報告

第4編 施設復旧計画検討業務

第1章 総則

第1節 目的

本編は、第3編調査業務で得た成果に基づき、処分場を復旧するための対応を明らかにし、復旧計画を立案することを目的とする。

第2節 共通仕様書の適用

公園共通仕様書第3編（設計業務等共通仕様書）に準拠して実施すること。

第3節 業務内容

1. 検討内容

施設復旧計画検討業務は、第3編第4章第3節で点検及び評価した点検箇所を整備するための設計や、増設する2期埋立地の基本設計を行うものとする。

検討は後述する各章の施設ごとにまとめること。

- ・埋立地施設（第2章）
- ・浸出水調整槽施設・浸出水処理施設（第3章）
- ・放流排水施設（処理水管）（第4章）
- ・管理棟施設・関連施設（第5章）

2. 業務計画書

- 1) 受注者は、業務の実施にあたり、既存資料や現地踏査等を踏まえて、業務計画書を作成し、監督職員と打合せを行うものとする。
- 2) 業務計画書には、復旧及び増設の基本設計の作成方法や、体制表、工程表、その他監督職員が必要としたものを記載すること。

3. 施設復旧計画書の作成

1) 撤去設計

(1) 概要

第3編第3章第4節の点検及び評価のとりまとめ結果や評価判定で「更新」とした品目については、撤去が必要なため撤去設計を行うこと。

(2) 撤去設計成果

受注者は、以下の撤去設計の成果を提出すること。

- ・撤去概要（第3編で実施した点検報告書を活用すること。）
- ・撤去品リスト（所有者へ撤去品を確認するためなどに利用。）
- ・概算数量調書
- ・撤去工事の概算金額
- ・その他本業務に関して監督職員が必要とした説明書等

2) 整備設計

- (1) 既設においては、第3編第3章第4節の点検及び評価のとりまとめ結果や評価判定に従い整備設計を行うこと。すなわち、以下のとおりである。

更新のもの

既設施設の建設当時の成果（各種計算書等の検討書や設計図等）の見直しによる基本設計を行うことが基本となる。事例が少ないが、先進的な事項や、関係機関等との調整を要する工法を採用する方が合理的な場合もあり、この場合の協議資料の作成や概算工事費の作成も含む。

修復のもの

施工箇所と修復方法を記載した図面又は施工計画書の作成の他、数量計算書を作成し、概算金額を算出する。

再使用のもの

塗装等の養生に必要な数量を算定し、概算金額を算出する。

- (2) 増設するものについては、新たに基本設計を行うこと。
 (3) 整備設計成果

受注者は、第2章～第5章について整備設計の成果を提出すること。

第2章 埋立地施設

第1節 対象施設

貯留施設、遮水施設、雨水排水施設、地下水排水施設、浸出水集排水施設、発生ガス処理施設が復旧計画の対象である。表3-4の施設のうち本章の対象施設は次表のとおりである。

表4-1 埋立地施設の構成

施設名	名称	構造・主要機器		
		1期埋立地（既設）	2期埋立地（増設）	
埋立地施設	貯留施設	土堰堤・搬入路	H7.5m×L82m	
	遮水施設	二重遮水シート	28,200m ²	19,400m ²
		漏水検知システム	一式	
	雨水排水施設	側溝	1,720m	240m
		ポリエチレン・金属複合管	φ600～1,500mm 370m	
		防災調整池	21,600m ³	
	地下水排水施設	有孔ポリエチレン管	φ150～300mm 5,460m	φ150～300mm 5,530m
	浸出水集排水施設	有孔ポリエチレン管	φ200～900mm 837m	φ200～900mm 660m
	発生ガス処理施設	有孔ポリエチレン管	φ200mm 590m	φ200mm 610m
		立ち上げ管	φ200mm 8ヶ所	φ200mm 11ヶ所

注) 2期埋立地の仕様や数量は既往の平成12年報告書に記載された数値であり、今回再検討すること。

第2節 業務内容

1. 撤去設計

第4編第1章第3節3の1)に記載する撤去設計に従うこと。

2. 整備設計

1) 概要

1期埋立地は、点検結果を踏まえて、第4編第1章第3節3の2)の「更新」、「修復」、「再使用」に従い設計すること。

2期埋立地については、増設する埋立地施設（表4-1記載の諸施設）の基本設計を行う。埋立地の構造は1期埋立地を参考とすること。

廃棄物の埋立方法については今後の協議事項となる。協議結果により、埋立地施設の構造等に配慮する必要がある場合も適宜対応すること。

2) 整備設計成果

整備設計の成果の内容は以下のとおり。なお、「更新」、「修復」、「再使用」の識別を明示すること。

- ・計画検討書（基本事項や施設設計の考え方並びに放射性物質対策方針等）
- ・埋立容量計算書
- ・計画平面図・標準断面図
注) 主要施設の構造がわかるもの。
- ・概算数量調書
- ・概算金額
- ・その他必要な資料

第3節 設計基準

埋立地施設は、「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領 2010 改定版」（以下「設計要領」という。）、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（第20条）」に基づく「特定廃棄物関係ガイドライン（平成25年3月）第2版」に準拠して設計を行うこと。

第4節 設計条件

1. 埋立容量

既存の1期埋立地を含めた埋立対象物の量は次表のとおりである。

表4-2 埋立容量

	1期埋立地		2期埋立地
	既存埋立量	残余容量※	計画埋立量
埋立容量 (m ³)	215,600	31,000	254,100
合計 (m ³)	500,700		

※環境省 HP 廃棄物処理情報一般廃棄物処理実態調査結果 H28 年度施設状況より

2. 主要施設の安全率等

1) 土堰堤法面の安全率

地震時： $F_s=1.2$ （設計震度： $kh=0.20$ ）

2) 降雨強度確率年

防災調整池：50年

雨水排水施設：10年

浸出水排水施設：時間降雨量 50mm/hr

第5節 技術的要件

1) 貯留施設

締切堰堤は自重、土圧、水圧、地震力等に対して、設計上安全な構造とすること。

なお、第3編第2章測量業務により、既設1期埋立地の残余容量が30,000m³未満であることが確認された場合は、30,000m³以上の埋立容量を確保できる工法等を計画すること。

2) 遮水施設

二重シート構造であり、漏水検知システムを具備すること。

3) 雨水排水施設

側溝等の雨水排水は防災調整池へ排水できるものとし、防災調整池は一定以上の貯水を公共用水域へ排水できるものとする。防災調整池については容量のチェックを行うこと。

4) 地下水排水施設

埋立地底部の地下水を集水し、速やかに排除できるものとし、水質・水位を観測できるものとする。

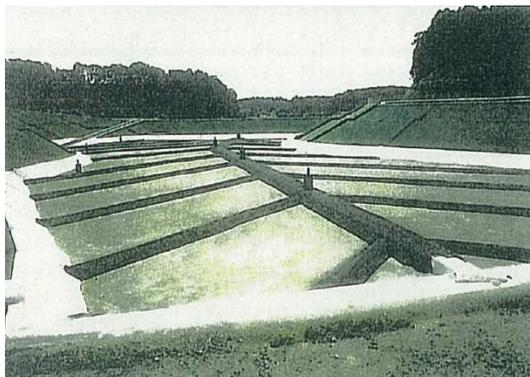
5) 浸出水集排水施設

1期埋立地内の底部に配管（本管と枝管）が魚の骨状に配置されている。管渠は被覆材（単粒砕石等）で覆い、ポリエチレンネット等で形状を保持する等破損防止に留意するものとする（参考例1）。

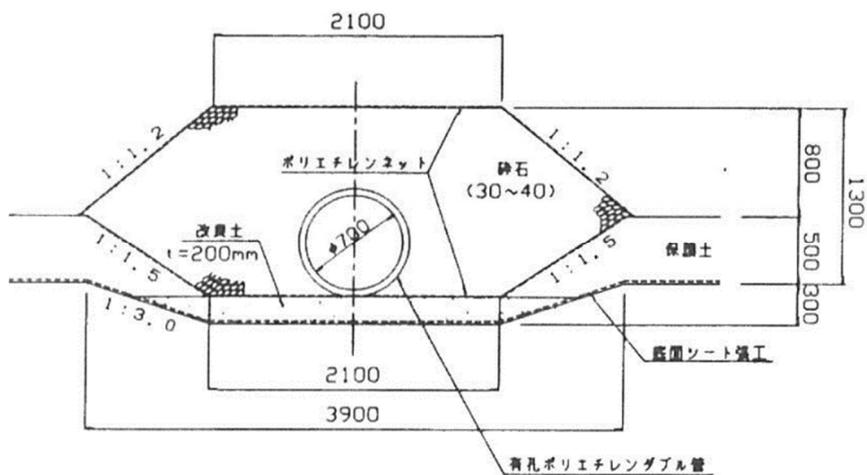
2期立埋立地増設時も同様に、底部に配管するとともに1期埋立地施工時に設置した接続柵へつなぎこむものとする。

6) 発生ガス処理施設

有孔ポリエチレン管を砕石で覆い、その周囲をふとんかごとポリエチレンネットで覆う等の破損防止に配慮するものとする（参考例2）。



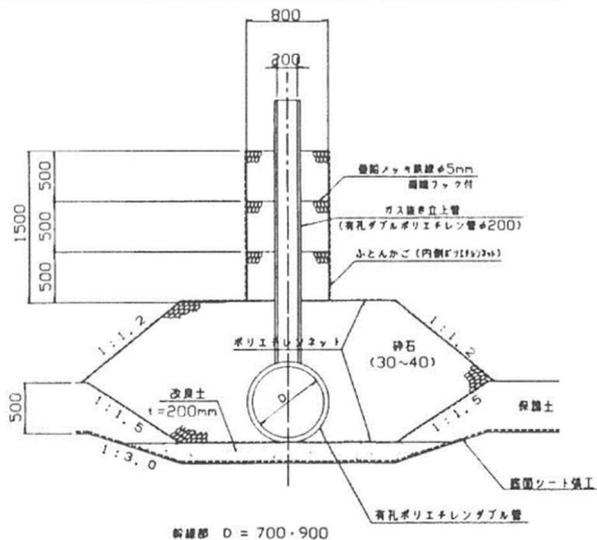
参考例 1(1)
浸出水集排水管外観



参考例 1(2)
浸出水集排水管断面



参考例 2(1)
発生ガス処理施設外観



参考例 2(2)
発生ガス処理施設断面

第3章 浸出水調整槽施設・浸出水処理施設

第1節 対象施設

浸出水調整槽施設と、浸出水処理施設が計画の対象である。

施設の構成は次表のとおりである。

表 4-3 施設構成

棟	施設名	名称	構造・主要機器
A棟	浸出水 処理 施設	建屋	鉄骨造 396.10m ² 地上1階
		建築設備（機械）	給排水設備、衛生設備、換気設備
		〃（電気）	電灯設備、幹線設備、テレビ設備、電話設備、防犯設備
		水槽	R C造 124.86m ² 地下1階
		原水槽設備	散気装置、ブロワー、ポンプ類、計量槽
		pH調整設備	攪拌機
		生物処理設備	接触曝気充填材、散気装置、ポンプ類、ブロワー
		凝集沈殿設備	攪拌機、汚泥掻寄機、ポンプ類
		砂ろ過・吸着設備	砂ろ過塔、活性炭吸着塔、ポンプ類
		消毒・放流設備	紫外線滅菌装置、ポンプ類
		汚泥濃縮設備	汚泥掻寄機、ポンプ類
		汚泥貯留設備	散気装置、ポンプ類
		汚泥脱水設備	汚泥脱水機、ケーキホッパー、ポンプ類
		薬品注入設備	薬品タンク、薬品注入ポンプ
電気設備	受電設備、制御盤、計装機器		
B棟	浸出水 調整槽 施設	建屋（ブロワー室）	R C造 77.74m ² 地上1階
		建築設備（機械）	給排水設備、衛生設備、換気設備
		〃（電気）	電灯設備、電話設備
		水槽	R C造 740.3m ² 地下1階
		調整設備	散気装置、ブロワー、ポンプ類
		電気設備	制御盤、計装機器
	原水（浸出水）送水管	浸出水調整槽～処理施設の配管 HIVP φ100×192m	

※棟記号は添付資料13参照

第2節 業務内容

1. 撤去設計

第4編第1章第3節3の1)に記載する撤去設計に従うこと。

2. 整備設計

1) 概要

既設については点検結果を踏まえ、第4編第1章第3節3の2)の「更新」、「修復」、「再使用」に従い設計すること。

既設以外の増設部分は基本設計を行うこと。

2) 整備設計成果

整備設計の成果の内容は以下のとおり。なお、「更新」、「修復」、「再使用」の識別を明示すること。

- ・計画検討書（基本事項や設計の考え方等）
- ・容量計算書（水槽、機械設備、電気設備、換気回数、建築設備等）
- ・機器リスト
- ・計画平面図（代表断面含む）
- ・フローシート図
- ・機器配置図
- ・電気設備配線系統図
- ・計装フロー図
- ・概算数量調書
- ・概算工事費
- ・その他必要な資料

第3節 設計条件

1. 基本事項

- 1) 浸出水を処理するために、浸出水調整槽施設及び浸出水処理施設が設置されている。浸出水処理施設の処理水は排水基準を満たすこと。
- 2) 要求水準書に明記されていない事項であっても、目的達成のために必要な設備、又はシステム運営上、必要となる事項等は計画に盛り込むこと。

2. 必要能力

浸出水処理水量 60 m³/日（既設処理能力）

2期埋立地により浸出水発生量が増大するため、浸出水調整槽施設や浸出水処理施設の容量や処理能力の見直しに際しては、雨水浸透抑制対策を考慮した処理システムを優先に検討すること。

3. 水処理方式

（既設）浸出水調整槽→pH調整槽→生物処理→凝集沈殿処理→砂ろ過処理→活性炭吸着＋
（新設）放射能物質除去

既設躯体を利用するため既設の水処理方式を基本とするが、受注者にて、有効なフローがあれば提案すること。また、将来、ほう素又はふっ素を低減できる設備を増設できるようにスペースや接続部等を配慮すること。

4. 汚泥処理方式

（既設）汚泥重力濃縮＋脱水処理

施設躯体を利用するため既設の汚泥処理を基本とするが、受注者にて、有効なフローがあれば

ば提案すること。

なお、既設の脱水汚泥含水率は85%以下である。

5. 放流先

小入野川（2級河川）

6. 処理時間

浸出水処理 24 時間/日

汚泥処理 5h/日、5日/週以下

7. 原水水質及び放流水水質

主要な水質を表 4-4 に示す。この他、放流水質は表 4-5 浸出水処理施設の排水基準による。原水水質を記載していない項目は、排水基準を大きく超えることは想定していない。

表 4-4 水質計画書^{※1}

項目	原水水質	放流水水質
pH	4.0～9.0	5.8～8.6
BOD (mg/L)	250	20 以下
COD (mg/L)	100	20 以下
SS (mg/L)	200	10 以下
T-N (mg/L)	100	60mg/L 以下
放射性物質 (Bq/L)	135	Cs134/60+Cs137/90<1 ^{※2}

※1：ほう素除去を行う場合 原水 20mg/L、放流水 10mg/L 以下

ふっ素除去を行う場合 原水 13mg/L、放流水 8mg/L 以下

※2：協議によりこれより小さい数値を要求することがある。

表4-5 浸出水処理施設の排水基準

項目	単位	基準値	準拠基準
アルキル水銀化合物	mg/L	不検出	一律排水基準
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.005 以下	一律排水基準
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.03 以下	一律排水基準
鉛及びその化合物	mg/L	0.1 以下	一律排水基準
有機燐化合物	mg/L	1 以下	一律排水基準
六価クロム化合物	mg/L	0.2 以下	福島県条例
砒素及びその化合物	mg/L	0.1 以下	一律排水基準
シアン化合物	mg/L	0.5 以下	福島県条例
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/L	0.003 以下	一律排水基準
トリクロロエチレン	mg/L	0.1 以下	一律排水基準
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1 以下	一律排水基準
ジクロロメタン	mg/L	0.2 以下	一律排水基準
四塩化炭素	mg/L	0.02 以下	一律排水基準

1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04 以下	一律排水基準
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1.0 以下	一律排水基準
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4 以下	一律排水基準
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3.0 以下	一律排水基準
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06 以下	一律排水基準
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02 以下	一律排水基準
チウラム	mg/L	0.06 以下	一律排水基準
シマジン	mg/L	0.03 以下	一律排水基準
チオベンカルブ	mg/L	0.2 以下	一律排水基準
ベンゼン	mg/L	0.1 以下	一律排水基準
セレン及びその化合物	mg/L	0.1 以下	一律排水基準
ほう素及びその化合物（海域以外の公共用水域）	mg/L	10 以下	一律排水基準
ふっ素及びその化合物（海域以外の公共用水域）	mg/L	8 以下	一律排水基準
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	100 以下	一律排水基準
水素イオン濃度（pH）（海域以外の公共用水域）	—	5.8～8.6	一律排水基準
生物化学的酸素要求量（BOD）	mg/L	30 以下	福島県条例
化学的酸素要求量（COD）	mg/L	30 以下	福島県条例
浮遊物質（SS）	mg/L	10 以下	DXNガイドライン
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類）	mg/L	1 以下	福島県条例
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類）	mg/L	10 以下	福島県条例
フェノール類含有量	mg/L	1 以下	福島県条例
銅含有量	mg/L	2 以下	福島県条例
亜鉛含有量	mg/L	2 以下	一律排水基準
溶解性鉄含有量	mg/L	10 以下	一律排水基準
溶解性マンガン含有量	mg/L	10 以下	一律排水基準
クロム含有量	mg/L	2 以下	一律排水基準
大腸菌群数	個/cm ³	3,000 以下	一律排水基準
窒素含有量	mg/L	60 以下	一律排水基準
燐含有量	mg/L	8 以下	一律排水基準
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10 以下	DXN 施行規則

一律排水基準：水質汚濁防止法基準省令（昭52年総・厚令1号）別表第1に規定する水質基準

福島県条例：福島県生活環境の保全等に冠する条例に基づく排水基準

DXN施行規則：ダイオキシン類対策特別措置法施行規則別表第2に規定する水質基準

DXNガイドライン：ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン（平成9年）

第4節 施設概要

第4編第3章第1節に示した各設備の機能を本節に示す。

1. 浸出水調整槽施設

流入する浸出水の水量及び水質の変動を緩和し、安定した処理を行うためのものである。

2. 浸出水処理施設

(1) 原水槽設備

流量調整槽からの浸出水を一旦受け、後段工程への流量を一定に保つための設備である。

(2) pH調整設備

生物処理に適したpHに調整する設備である。

(3) 生物処理設備

浸出水中の有機物や窒素分を生物学的に処理するための設備である。接触材を用いて微生物を固定し処理効率を高める方式である。

(4) 凝集沈殿設備

浸出水の pH を調整するとともに、浸出水中の放射性物質及び浮遊物質等を凝集沈殿処理により除去する設備であり、凝集剤等の添加により安定して処理する設備である。

(5) 砂ろ過設備

凝集沈殿処理水中の放射性物質及び浮遊物質等を砂ろ過処理により除去するための設備である。

(6) 活性炭吸着設備

色度成分等の砂ろ過で除去できない物質を除去する設備である。

(7) 消毒・放流設備

処理水を消毒したうえ、処理水質（放射能濃度等）を連続測定し、確認したうえで放流する設備である。

(8) 汚泥処理設備（濃縮、貯留、脱水）

処理過程から排出される汚泥を濃縮後、脱水して搬出するための設備であり、搬出が円滑に行える構造及び脱離水が流出しない構造である。

(9) 薬品注入設備

本施設に必要な薬品を供給するための設備である。

(10) 放射能物質除去設備（新設）

処理水中に残留する溶解性の放射性物質等をゼオライト吸着処理等により除去するための設備である。

3. 電気設備

浸出水調整槽施設、浸出水処理施設の設備運転に必要なすべての電気設備である。

4. 計装設備

浸出水処理施設の運転に必要なすべての計装設備であり、地下水の測定設備を含むものである（埋立地の井戸は既設を利用し、浸出水処理施設の井戸は新たに設置する）。

5. 建築（監視室）

浸出水処理施設の監視等をするための建屋である。また、浸出水調整槽上部にはブローワー室が設置されている。

第5節 技術的要件**1. 各設備共通仕様**

1) 歩廊・階段・点検床等

(1) 運転、点検及び保全のため、機器等の周囲に歩廊、階段、点検床、点検台等を設けること。

(2) 作業の安全を考慮した通路幅を確保し、高所においては手摺等を設けること。

2) 配管

(1) 勾配、保温、防露、防振、防錆、凍結防止、水撃防止、エア抜き等を考慮して計画し、つまりが生じ易い流体用の配管は、掃除が容易な構造とすること。

(2) 管材料は、使用目的に応じた水密性を有する適切なものを選定すること。

3) 電動機

(1) 電動機の定格電圧、定格周波数は、電気方式により計画するものとし、汎用性、施工性、経済性等を考慮して選定すること。

(2) 原則として、水中ポンプを除いて全閉外扇屋外型とし、設置場所の環境に応じた適切な防爆、防塵、防滴構造を有すること。

(3) 低圧電動機の絶縁種別は E 種以上とし、高圧電動機は F 種とすること。

(4) 始動時の電源への影響を十分考慮して決定すること。

4) 塗装

(1) 塗装については、耐熱、耐薬品、防食、配色等を考慮すること。なお、配管の塗装については、各流体別に色分けし、流体表示と流れ方向を明記すること。

5) 機器構成

(1) 主要な機器は、現場操作可能とし、必要に応じて切替方式により遠隔操作が可能とすること。操作は、現場優先とすること。

(2) 原則として常時自動運転が行えるものとして計画すること。ただし、汚泥処理については、主要機器の機側手動操作により行えるものとする。

(3) 停電に際し、必要に応じて復電時の自動復帰回路を設けること。

(4) 振動・騒音の発生する機器は、防振・防音対策に十分配慮すること。

(5) 騒音が著しい送風機類には、必要なサイレンサを設置すること。

(6) 本施設内の雨水は、雨水排水設備へ排水すること。

6) 凍結等対策

(1) 配管・弁・ポンプ・タンク等の運転休止時の凍結防止対策は、水抜き処置によることを基本とするが、運転時に凍結のおそれのあるものは、ヒータ等による対策を講ずること。

(2) 計装用空気配管の凍結防止対策として、計装用空気は除湿すること。

(3) 電気機器、盤類の凍結防止、雪の吹込防止対策を講ずること。

(4) 凍結のおそれのある薬品タンクには、ヒータ等凍結防止対策を講ずること。

7) 地震対策 建築基準法、消防法、労働安全衛生法等の関係法令を遵守した設計とし、以下を考慮すること。

(1) 建築物は、建築基準法に基づき、耐震性、その他外力を考慮した設計とすること。

(2) 浸出水処理施設は、供用期間中に 1~2 度発生する確率が高い地震動（塩屋崎沖地震（1938 年）と同程度を想定）に対して、施設の機能の健全性を確保すること。

(3) 薬品タンクの設置については、薬品の種類ごとに必要容量の防液堤を設けること。

(4) 電源あるいは計装用空気源が断たれたときは、各バルブ、ダンパ等の動作方向はプロセスの安全側に働くものとする。

8) その他

- (1) 浸出水処理施設の漏水対策は、「地下水汚染の未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル」（環境省）を参考として対策を講ずること。
- (2) 必要な箇所に荷役用開口を設けること。

2. 機械設備の技術的要件

- 1) pH調整装置等既製品の処理設備等を有効活用すること。
- 2) ポンプは2台以上を設置し、交互運転を基本とすること。
- 3) 放射能除去は、活性炭吸着処理後の処理水中の濃度を連続測定して許容濃度以上の場合のみ放射能除去を行うものとする。ゼオライト吸着設備を用いる場合は、固定床式圧力式を基本とし、2塔以上（予備塔は設けない）を直列で配置し、通水する順序を入れ替えることができる設備とすること。放射能物質除去設備は既設施設へ隣接させ、水槽類等が必要な場合は新たに設置すること。
- 4) 浸出水処理設備は、コンクリート面に設置するとともに、浸出水処理設備の流入部から活性炭吸着設備まで、及び汚泥処理設備のコンクリート面の外周には防液堤を設けること。
- 5) 薬品タンクの容量は計画使用量の7日分以上を基本とし、必要に応じて薬品置場を確保すること。

3. 電気設備の技術的要件

- 1) 商用電源受電は高圧又は低圧とし、受電第一柱の設置位置は電力会社に確認のうえ計画すること。
- 2) 一般事項
 - (1) 雷による諸設備への支障が生じないように、必要箇所への避雷器の設置等、十分な避雷対策を行うこと。
 - (2) 感電対策として、可能なかぎり充電部の露出を避けるとともに、十分な離隔距離を確保すること。
 - (3) 高圧充電部は隔離するとともに、必要な危険表示を行うこと。
 - (4) 低圧側漏電保護については、主幹及び分岐回路にて行うこと。
 - (5) 地落、遮断保護協調、絶縁協調を図ること。
 - (6) 自立盤の扉は、鋼板の厚みは既設以上とすること。
 - (7) 屋外盤は、耐塩塗装とすること。
- 3) 電気を供給するための設備として、必要に応じて高圧受配電盤・変圧器盤・進相コンデンサ盤・低圧配電盤を設けること。また、動力設備の監視・制御・操作に必要な、動力制御盤・現場操作盤を設けること。
- 4) 指示計には実目盛を原則とし指針付とすること。
- 5) 制御電源には盤ごとにスイッチを設けること。
- 6) 試験用として零相変流器（ZCT）に電線を貫通させて端子台接続とすること。
- 7) 負荷に対する保護等は、過負荷対策・瞬停対策・漏電保護対策・自動交互・故障飛越・自己保持等の機能を施すこと。
- 8) 盤類については、必要に応じて雨水対策・高温対策・塩害対策・結露対策・防塵対策・風

対策を施すこと。

- 9) 盤内は以下を基本とすること。
 - (1) ケーブル結束バーを設け端子台に直接負荷がかからないこと。
 - (2) 盤内照明灯を設置すること。
 - (3) 盤内は、系統機能単位ごとに整理区分し配置すること。
 - (4) 主要盤内にコンセントを設けること。
 - (5) 盤は鍵付きハンドルとすること。
 - (6) 扉を開いた状態で充電部が露出しない構造とすること。
- 10) 電力量を記録（積算）できるようにすること。
- 11) 停電等の際に、設備を正常に停止する機能を維持するため、必要に応じて交流無停電電源装置又は非常用発電機を設けること。
- 12) 構内引込用柱上開閉器は以下を基本とすること。
 - (1) 電力会社と協議し電力系統の保護協調を図ること。
 - (2) 過電流ロック機構と地絡方向性を持たせること。
 - (3) 重耐塩又は SUS 製とすること。
- 13) 配線の方法及び種類は、工事用地条件、短絡電流、負荷容量、電圧降下等を考慮して決定すること。
- 14) ケーブル、金属ダクト、ケーブルラック、金属管工事、バスダクト、地中埋設等、各工事用地条件に応じ適切な方法とすること。
- 15) 接地は、電気設備技術基準に定められているとおり、A 種、B 種、C 種、D 種接地等の接地目的に応じ適切な方法とすること。
- 16) エコケーブルを原則とすること。ただし、特にエコケーブルを使用しにくい理由があつて、監督職員が承諾した場合は使用を限定するものとししない。

4. 計装設備の技術的要件

- 1) 本設備は、処理状況、作業環境を適切に監視・管理でき、浸出水処理管理に必要な情報収集を合理的、かつ迅速に行えるよう整備すること。
- 2) 処理の確実性、作業員の被ばく量を考慮のうえ、本施設の操作・制御の集中化と自動化を検討すること。
- 3) 処理状況の監視・制御のための計装機器を設けること。
- 4) 浸出水量、浸出水調整設備水位、処理水量、放流量等の測定装置を設けること。測定値は、指示及び記録・積算するものとし、必要により水位高等の警報を出すこと。
- 5) 放流設備には、処理水を連続測定し、指示・記録できる装置を設けること。例えば放射能濃度が高い値の場合、警報を出すことができるようにするとともに、放流ポンプと原水ポンプを停止する等の措置を行うこと。
- 6) 埋立地の地下水井戸及び浸出水処理施設敷地内に観測井戸（新設）から地下水を採水し、放射性物質を連続測定し、指示・記録できる装置を設けること。地下水の採水量は、測定に必要な水量とする。地下水の放射能濃度が急激に変化した場合は、警報を出すことができるようにすること。

- 7) 警報装置は、夜間の運転を考慮して予定地外の関係者へ自動通信できるものとする。警報項目は、主要機器の故障、浸出水調整設備を含む各種水槽の高水位、水質の異常等とすること。
- 8) 監視室に中央監視装置等を設け、監視・管理ができるようにすること。
- 9) 中央監視装置等は、各種の日報・月報・年報を集計・記録保存・出力できること。処理期間分のデータを保存できる十分な容量の記憶装置、液晶モニタ、必要な付属品（マウス、キーボード、デスク、椅子等）を設けること。

5. 建築（監視室）の技術的要件

- 1) 中央監視装置等を設置するための監視室を設けること。
- 2) 関係法令、基準、規則等を遵守し、監督官庁の指導に従うこと。
- 3) 必要箇所には適切な結露防止及び断熱性能を確保すること。
- 4) 換気設備、消防設備、照明設備、防犯設備等、必要な設備を設けること。

6. その他の要件

- 1) 必要な予備品、消耗品、工具、計測器を準備すること。

第4章 放流排水施設(処理水管)

第1節 対象施設

浸出水処理施設の処理水の放流排水施設(既設処理水管 HIVP φ100mm 埋設 530m) が計画の対象である。

第2節 業務内容

1. 撤去設計

第4編第1章第3節3の1) に記載する撤去設計に従うこと。

2. 整備設計

1) 概要

既設については点検結果を踏まえ、第4編第1章第3節3の2) の**更新**、**修復**、**再使用**に従い設計する。既設以外の増設部分は基本設計を行う。

2) 整備の作成

整備計画書の内容は以下のとおり。なお、**更新**、**修復**、**再使用**の識別を明示すること。

- ・計画検討書（基本事項や設計の考え方等）
- ・計画図
- ・概算数量調書及び概算工事費
- ・その他必要な資料

第3節 設計条件

1. 基本事項

- 1) 本施設は、浸出水処理施設から排水される処理水を小入野川放流するためのもので、道路沿いに埋設されている管渠である。
- 2) 本施設は埋設管であり、点検を行う場合は第3編第3章既設施設点検及び評価表3-3の方法を参考にして確認を行ったうえで、整備の計画を検討するものとする。
- 3) 既設の埋設管は側溝に接続されており、この側溝が河川沿いに敷設されているが、震災の影響により、破損や埋没している。
- 4) 処理水管は3)の側溝への接続部付近で河川へ放流することを基本に計画すること。ただし、状況により、放流箇所が変更になる場合もあるので、監督職員と協議すること。

2. 必要能力

処理水量 (60) m³/日

なお、浸出水処理施設の処理能力を変更した場合は、変更に応じて処理水量も見直すこと。

第4節 技術的要件

埋設されている道路はトラック等の交通量が多い道路である。

第5章 管理棟施設・関連施設

第1節 対象施設

表3-4に示した、管理棟、車庫棟、トラックスケール等が計画の対象である。
施設の構成は次表のとおりである。

表4-6 施設構成

	施設名称	設備等	構造・主要機器
管理 施設	管理棟	建築物	軽量鉄骨造 延床面積 145.80m ²
		建築設備（機械）	給排水設備、衛生設備、換気設備、空調設備、浄化槽設備、ガス設備、給湯設備
		建築設備（電気）	幹線設備、動力設備、電灯設備、電話設備、テレビ設備、ITV設備、防犯設備
	車庫棟	建築物	鉄骨造 延床面積 78.42m ²
		建築設備（機械）	換気設備
		建築設備（電気）	幹線設備、電灯設備
	トラック スケール	建築物	鉄骨造 44.16m ²
		建築設備（電気）	電灯設備、防犯設備

	管理設備	監視モニター	ITV 2ヶ所
		洗車施設	1ヶ所
		地下水モニタリング人孔	4ヶ所
関連施設	道路	搬入道路	W6.0m×L140m 840m ²
		場内道路	W4.0m×L200m 800m ²
		管理道路	W3.0～3.5m×L450m 840m ²
	困障・門扉	飛散防止設備	ネットフェンス H=1.8m 730m
	付帯設備	屋外設備等	植栽、四阿、案内板等 一式

※棟記号は添付資料13参照

第2節 業務内容

1. 撤去設計

第4編第1章第3節3の1)に記載する撤去設計に従うこと。

2. 整備設計

1) 概要

第4編第1章第3節3の2)の「更新」、「修復」、「再使用」に従い設計すること。既設以外の増設部分は基本設計を行うこと。

2) 整備設計成果

整備設計の成果の内容は以下のとおり。なお、「更新」、「修復」、「再使用」の識別を明示すること。

- ・計画検討書（基本事項や設計の考え方等）
- ・容量計算書（換気回数、建築設備等）
- ・機器リスト
- ・計画平面図（代表断面含む）
- ・機器配置図
- ・電気設備配線系統図
- ・計装フロー図
- ・概算数量調書
- ・概算工事費
- ・その他必要な資料

第3節 設計条件

1. 基本事項

- 1) 管理棟は搬入管理や施設運転担当者が常駐することを前提とした配慮を行うこと。その他施設は既設の機能を充分理解したうえで計画を行うものとする。
- 2) 要求水準書に明記されていない事項であっても、目的達成のために必要な設備、又は必要となる事項等は受注者が提案すること。
- 3) 表4-6 施設構成に記載されている既設施設の仕様を基本とするが、関係機関との調整に

より、変更する場合もある。受注者は監督職員と協議のうえ、対応することとする。

2. 施設概要

既設施設は以下のとおりである。この状況を踏まえて計画を行うこと。

1) 管理棟

施設の運転管理員が平日常駐し、管理業務を行う建物である。平屋建ての屋根はフッ素鋼板葺、外壁はケイカル板複層塗材である。軒高さは3.5mである。

2) 車庫棟

オーバースライディングドア設置の3台収容の倉庫を併設した駐車場である。屋根は塩ビ鋼板折板葺、外壁は鋼製サイディング張である。軒高さは約3mである。

3) トラックスケール

搬入車両の重量を計測するためのものである。屋根はフッ素鋼板葺、鉄骨柱脚はコンクリート寝巻きし、上面は合成樹脂塗装である。軒高さは4.5mである。

4) 監視モニター

搬入時の監視としてトラックスケールに1台、1期埋立地1台、合計2ヶ所のITVカメラを設置し監視している。

5) 洗車施設

廃棄物搬入車両は、投棄時に覆土上を走行するため、車両の状況により洗浄を行う必要があり、そのための洗車場である。温水による高圧洗浄で排水は埋立地へ排水される。

6) 地下水モニタリング人孔

地下水の状態（水位、水質等）を把握するためのものである。

7) 道路

場内には搬入道路、管理用道路、場内道路がある。

8) 飛散防止設備

ネットフェンスを設置している。

9) 外構設備

浸出水処理施設と管理施設の各出入口にステンレス製引き戸、金網門扉9ヶ所、外灯10ヶ所がある。

3. 適用基準

管理施設や関連施設の検討は、設計要領に準拠すること。また、建築改修設計は、国土交通省大臣官房官庁営繕部営繕課「建築設計基準の資料 平成27年版」、「公共建築改修工事標準仕様書」（建築工事編、機械設備工事編、電気設備工事編）に準拠すること。

本仕様書は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築設計業務等委託共通仕様書 最新版」（以下、「建築共仕」という。）及び「敷地調査共通仕様書 最新版」（以下、「敷地共仕」という。）の特記仕様書に準ずるものであり、特記仕様書に記載されていない事項は、共通仕様書及び敷地共仕を参考とし、発注者と受注者の協議により決定する。

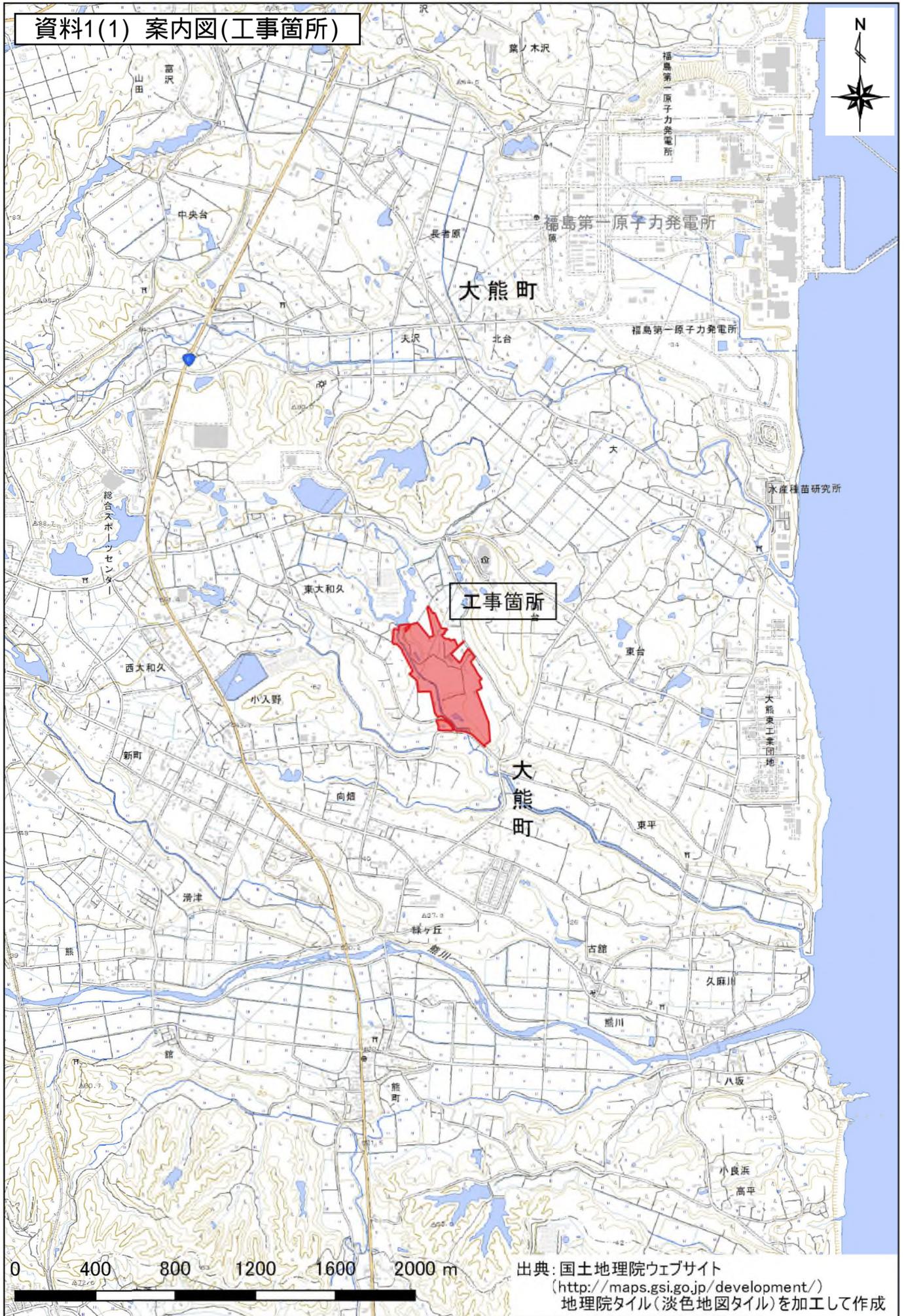
第6章 施設復旧計画検討業務の成果品

第1節 成果品

施設復旧計画検討業務の成果品は以下のとおりとする。

- 1) 埋立地施設
 - ・埋立地施設設計報告
- 2) 浸出水調整槽施設・浸出水処理施設
 - ・浸出水調整槽施設・浸出水処理施設設計報告
- 3) 放流排水施設（処理水管）
 - ・放流排水施設（処理水管）設計報告
- 4) 管理棟施設・関連施設
 - ・管理棟施設・関連施設設計報告

資料1(1) 案内図(工事箇所)



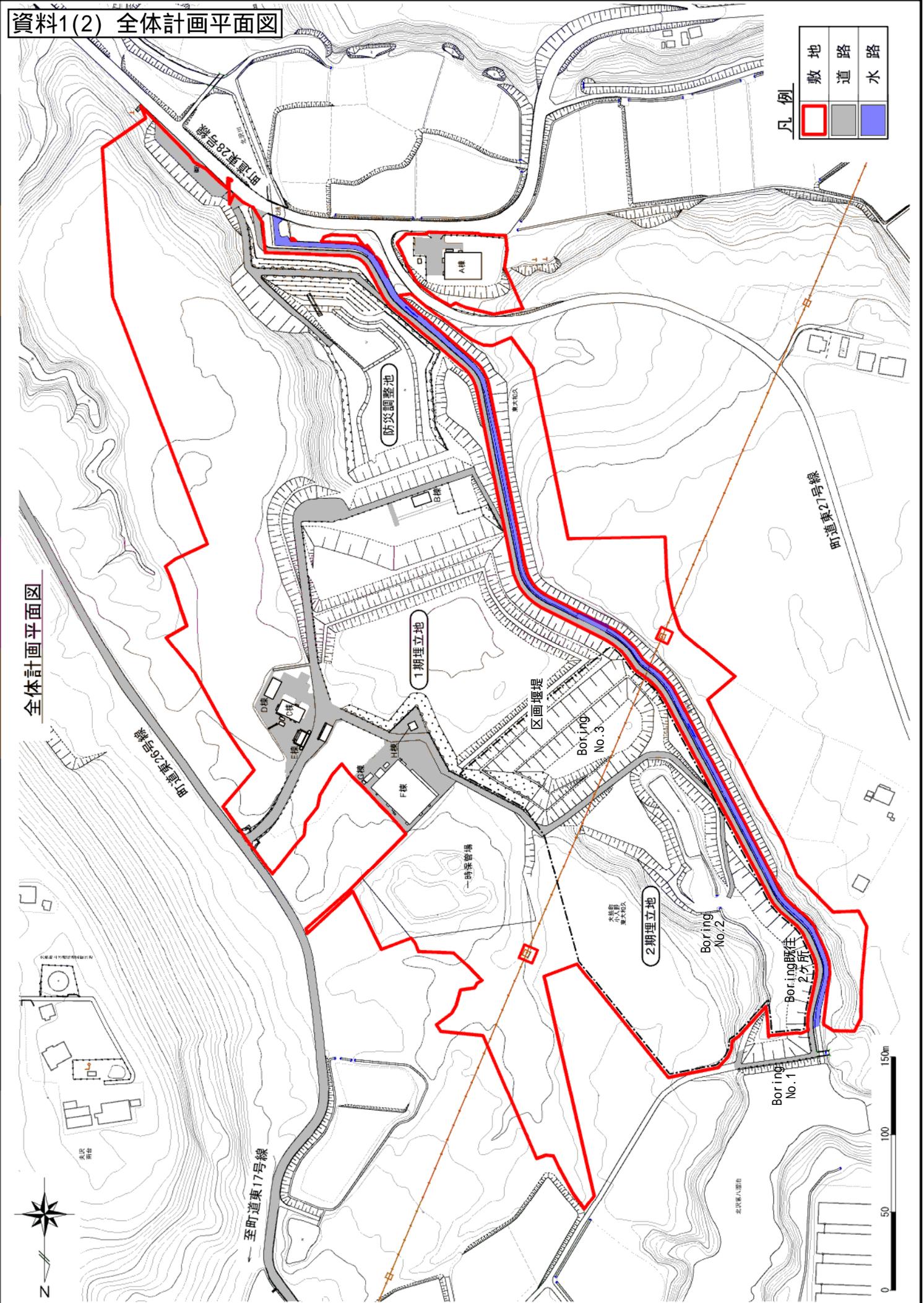
出典: 国土地理院ウェブサイト
(<http://maps.gsi.go.jp/development/>)
地理院タイル(淡色地図タイル)を加工して作成

資料1(2) 全体計画平面図

凡例

	敷地
	道路
	水路

全体計画平面図



資料1(3) 土地利用・都市計画事項

土地利用状況

施設名		面積 (m ²)	施設名		面積 (m ²)	
森林	残置森林	37,784.7	施設	浸出水調整槽	780.0	
	造成森林	15,101.6		建物	管理棟	1,810.0
	小計	52,886.3			水処理施設	2,503.0
緑地	造成緑地	1,778.7		防災調整池	8,572.0	
施設	埋立処分場 計	42,848.0		道路(通路)	10,935.0	
	1期(現埋立面積)	11,328.0		締堰堤	2,110.0	
	2期(増設面積)	31,520.0		その他の施設	2,142.7	
	覆土置場(現在森林)	6,510.0		小計	93,658.7	
	重機及び資材置場 (現在汚泥処理施設)	1,695.0		関連 施設	溜池付替水路	7,348.0
	覆土取場(現在森林)	13,753.0			観視所 (水路対岸現在不通)	616.0
合計				156,287.7		

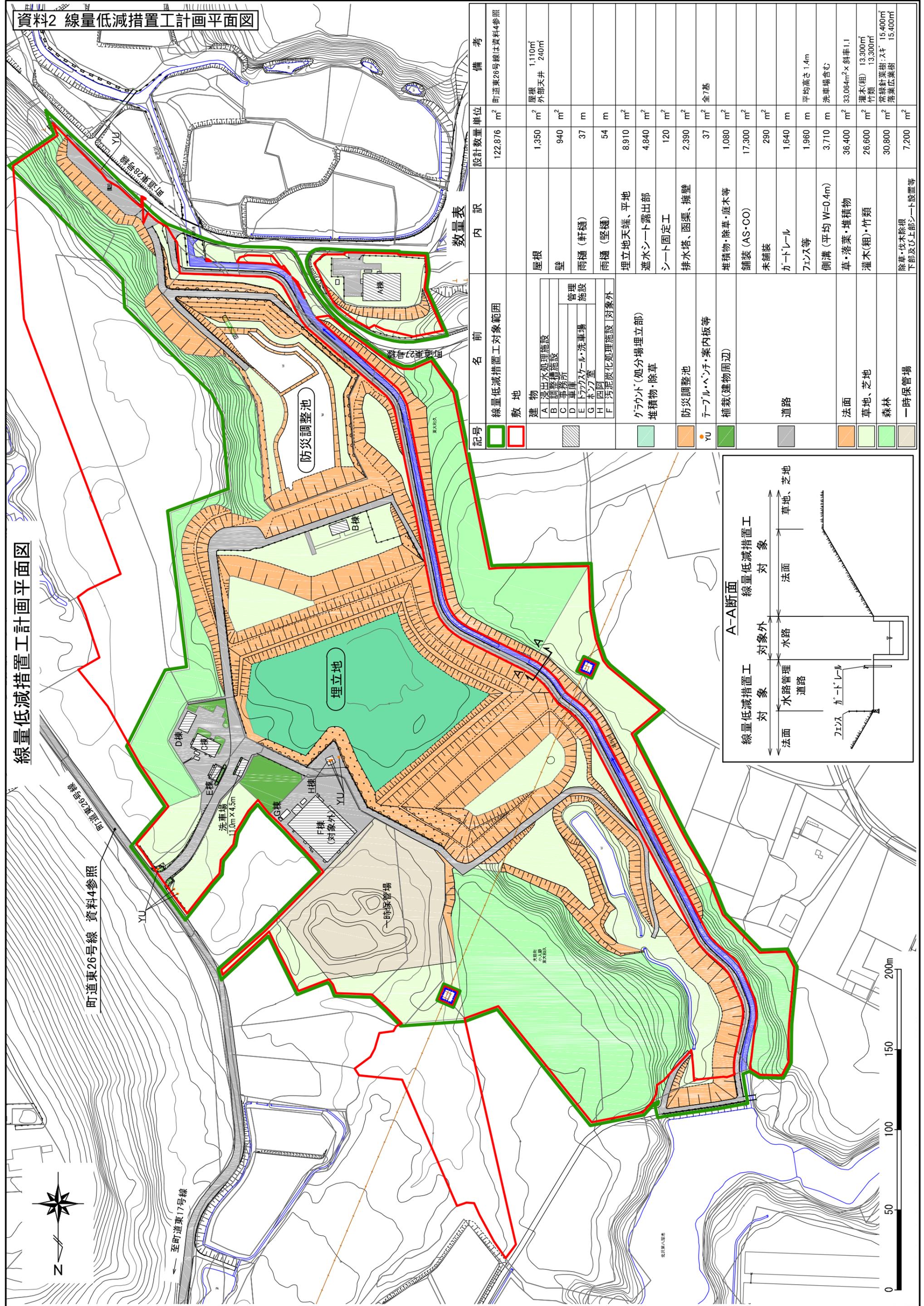
出典：福島（双葉）特定産業廃棄物処理施設実施設計業務(平成9年)

都市計画事項

項目	決定内容	項目	決定内容
1)	都市計画区域 非線引き区域 (開発許可不要)	9)	その他
2)	用途地域	①	保安林
3)	防火地域	②	民有林
4)	高度地区	③	農用地 指定
5)	砂防指定地	④	自然公園
6)	建ぺい率	ア)	自然保全地域
7)	容積率	イ)	鳥獣保護区
8)	緑化率	⑤	避難指示区域

線量低減措置工計画平面図

資料2 線量低減措置工計画平面図



町道東26号線 資料4参照

至町道東17号線

防災調整池

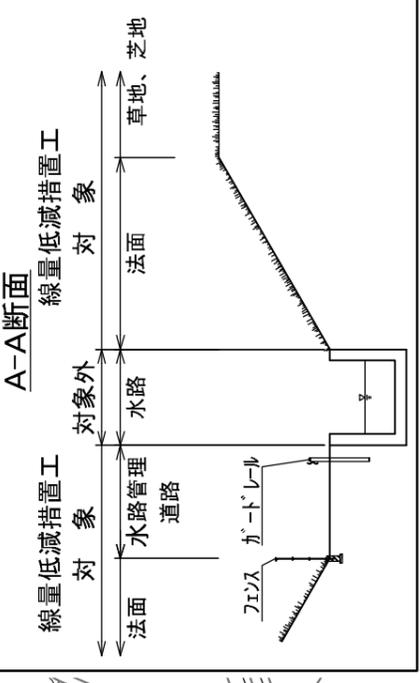
埋立地

洗車場
11.0m x 4.5m

一時保管場

数量表

記号	名前	内訳	設計数量	単位	備考
■	線量低減措置工対象範囲		122,876	m ²	町道東26号線は資料4参照
■	敷地				
■	建物				
A	浸出水処理施設		1,350	m ²	屋根 1,110m ² 外部天井 240m ²
B	調整池		940	m ²	
C	事務所		37	m	
D	トラックゲール・洗車場		54	m	
E	ポンプ室		8,910	m ²	
G	四阿		4,840	m ²	
H	汚泥炭化処理施設		120	m ²	
	クワント(処分場埋立部)		2,390	m ²	
	堆積物・除草		37	m ²	全7基
	防災調整池		1,080	m ²	
●	テール・ベンチ・案内板等		17,300	m ²	
■	植栽(建物周辺)		290	m ²	
	道路		1,640	m	平均高さ1.4m
	法面		3,710	m	洗車場含む
	草地、芝地		36,400	m ²	33.064m ² x 斜率1.1
	森林		26,600	m ²	灌木(相) 13,300m ² 竹類 13,300m ²
	一時保管場		30,800	m ²	常緑針葉樹: 15,400m ² 落葉広葉樹 15,400m ²
			7,200	m ²	除草・伐木除根 下部及び上部シート設置等



資料3(1) 線量低減措置工数量総括表

工事区分・工種・種別1.2.3・細別			規格	単位	数量	摘要
線量低減措置工事						
線量低減措置						
建築物			処理棟、管理棟、車庫等	式	1	
	1.住宅地等	1.1 屋根、屋上				
		1.1.1 屋根(コンクリート以外)	1.1.1.1 堆積物の除去	屋根	m2	1,110
			1.1.1.2 拭き取り	屋根+外部天井	m2	1,350
			1.1.1.3 ブラシ洗浄	屋根	m2	1,110
			18.2.1.1 高所作業車	屋根+外部天井	m2	1,350
		1.2 壁、塀				
		1.2.1 土壁以外	1.2.1.1 拭き取り	建築物外壁	m2	940
			1.2.1.1 拭き取り	正門等囲障類塀	m2	32
			1.2.1.2 ブラシ洗浄	建築物外壁	m2	940
			18.2.1.1 高所作業車	建築物外壁	m2	940
		1.3 雨樋				
		1.3.1 軒樋	1.3.1.1 堆積物の除去	雨樋(軒樋)	m	37
			1.3.1.2 拭き取り	雨樋(軒樋)	m	37
			1.3.1.3 高圧水洗浄	雨樋(軒樋)	m	37
			18.2.1.2 高所作業(雨樋)	雨樋(軒樋)	m	37
		1.3.2 堅樋	1.3.2.1 高圧水洗浄	雨樋(堅樋)	m	54
			1.3.2.2 拭き取り	雨樋(堅樋)	m	54
			18.2.1.2 高所作業(雨樋)	雨樋(堅樋)	m	54
付帯施設		建築物付帯設備(建物周辺部)			式	1
		1.4.2 舗装面	1.4.2.1 堆積物の除去	外部ホーチ等	m2	25
		2.4.5 植栽	2.4.5.2 植栽の枝払い	建物周辺低木類	m2	1,080
		1.2.1 拭き取り(土壁以外)				
		1.2.1.1 拭き取り(建物外壁)		テーブルベンチ、案内板7基(正門、裏門、四阿)	m2	37
埋立地施設					式	1
		2.4 グラウト等				
		2.4.1 堆積物	2.4.1.1 堆積物の除去	既存埋立天端面、平地	m2	8,910
			2.4.1.1 堆積物の除去	遮水シート露出部	m2	4,840
			2.4.1.1 堆積物の除去	シート固定工	m2	120
		2.4.2 草、芝	2.4.2.1 除草、草刈り	既存埋立天端面、平地	m2	8,910
防災調整池					式	1
	1.住宅地等	1.2 外壁、塀				
		1.2.1 土壁以外	1.2.1.1 拭き取り	排水塔、放流函渠	m2	0
			1.2.1.1 拭き取り	ブロック積擁壁、張ブロック	m2	1,870
			18.2.1.1 高所作業車	ブロック積擁壁、張ブロック	m2	1,870

資料3(2) 線量低減措置工数量総括表

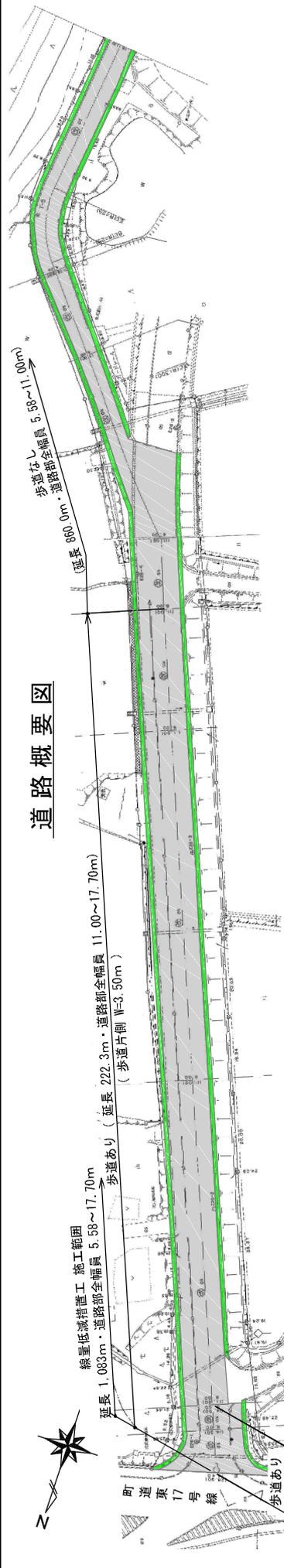
工事区分・工種・種別1.2.3・細別				規格	単位	数量	摘要
道路	6.道路				式	1	
		6.1 舗装された道路					
		6.1.1 堆積物	6.1.1.1 堆積物の除去		m2	17,300	2.4.1.1項参照
		6.1.2 道路・歩道	6.1.2.1 吸引式高圧洗浄機による洗浄		m2	17,300	2.4.6.3項参照
		6.2 未舗装の道路					
		6.2.1 道路表面(土壌)	6.2.1.1-(1) 除草		m2	290	2.4.2.1.項参照
			6.2.1.1-(2) 堆積物の除去		m2	360	2.4.1.1.項参照
		6.3 ガートレール					
		6.3.1 ガートレール	6.3.1.1 ブラシ洗浄	ガートレール	m	1,640	
			6.3.1.3 拭き取り	フェンス・門扉等 平均H=1.4m	m	1,960	
		6.4 側溝等					
		6.4.1 側溝等	6.4.1.1 底質の除去等	柵含む、側溝平均幅W=0.4m	m	3,710	洗車場を含む
法面	7.法面				式	1	
		7.1 法面					
		7.1.1 草、落葉、堆積物	7.1.1.1 草、落葉、堆積物の除去		m2	36,400	
草地、芝地	9.草地、芝地				式	1	
		9.2 灌木(粗)					
		9.2.1 灌木(粗)	9.2.1.1 刈払		m2	13,300	
		9.3 竹類の間伐					
		9.3.1 竹類の間伐	9.3.1.1 竹類の間伐処理		m2	13,300	
森林	11.森林				式	1	
		11.1 常緑針葉樹					
		11.1.1 堆積有機物	11.1.1.1-(1) 堆積有機物除去(スキ)		m2	15,400	
			11.1.1.1-(5) 伐り捨て材の整理		m2	15,400	
		11.1.3 樹木	11.1.3.1-(1) 枝打ち、切り枝回収(スキ)		m2	15,400	
		11.1.4 下刈り	11.1.4.1 下草・灌木刈払い 傾斜角0~20°、除伐中程度		m2	15,400	
		11.1.5 堆積有機物残渣の除去	11.1.5.1 堆積有機物残渣の除去		m2	15,400	
		11.2 落葉広葉樹					
		11.2.1 堆積有機物	11.2.1.1 堆積有機物の除去(ナラ等)		m2	15,400	
		11.2.3 樹木	11.2.3.1 粗朶結束		m2	15,400	
		11.2.4 下刈り	11.2.4.1 下草・灌木刈払い(傾斜角0~20°、除伐中程度)		m2	15,400	11.1.4.1項参照
		11.2.5 堆積有機物残渣の除去	11.2.5.1 堆積有機物残渣の除去		m2	15,400	11.1.5.1項参照
仮置場等	13.仮置場等				式	1	
		13.1 仮置場等造成工(地上型)					
		13.1.1 仮置場等造成	13.1.1.2 除草		m2	3,600	1.4.1.2項参照
			13.1.1.4 灌木(粗)の刈払		m2	3,600	9.2.1.1.項参照
			13.1.1.5-(1) 伐木除根(伐木作業)		ha	0.72	

資料3(3) 線量低減措置工数量総括表

工事区分・工種・種別1.2.3・細別			規格	単位	数量	摘要
			13.1.1.5-(2) 伐木除根(除根作業)	ha	0.72	
			13.1.1.5-(3) 伐木除根(集積作業)	ha	0.72	
			13.1.1.8 砂利、碎石の被覆	m ²	7,200	2.4.3.3項参照
			13.1.1.9-(1)-② 下部シート(仕切りシート)設置	m ²	7,200	
			13.1.1.9-(1)-② 下部シート(保護マット)設置	m ²	2,660	
			13.1.1.9-(3)-⑥ 上部シート(遮光シート)設置	m ²	3,100	
			13.1.1.14 保管物取込・設置	袋	6,071	
			13.1.1.15 側面の遮へい(大型土のうによる遮へい)	袋	1,144	
			13.1.1.16 上面の遮へい(大型土のうによる遮へい)	袋	2,074	
除去土壌等の運搬	16.除去土壌等の運搬			式	1	
	16.1 除去土壌等の運搬					
	16.1.1 除去土壌等の運搬					
		16.1.1.1 クレーン付トラックによる除去土壌等(可燃物)の運搬		m ³	12,000	L=200m程度
		16.1.1.1 クレーン付トラックによる除去土壌等(不燃物)の運搬		m ³	89	L=200m程度
		16.1.1.4 小型不整地運搬車による除去土壌等の運搬		m ³	9,480	L=200m程度
		16.1.1.5 ダンプトラック(梱包あり)による草木類等の運搬		m ³	100	L=1km以下
		16.1.1.7 汚泥吸排車による泥水等の運搬		m ³	460	L=2km以下
	16.1.2 タグの取付け	16.1.2.1 タグの取付け		袋	6,071	
減容化	17.減容化			式	1	
	17.1 草木等の破砕					
	17.1.1 草木等の破砕	17.1.1.1 草木等の破砕		m ³	12,000	
	17.2 草類・落葉等の減容化					
	17.2.1 草類・落葉等の減容化	17.2.1.1 吸引圧縮による減容化		袋	5,982	
仮設等	18.仮設等			式	1	
	18.3 建設機械等の洗浄					
	18.3.1 建設機械・トラック等の高圧水洗浄	18.3.1.1 建設機械・トラック等の高圧水洗浄		式	1	
		18.3.1.2 敷鉄板の高圧水洗浄		式	1	
		18.3.1.3 建設機械等の返却時のセルフスクリーニング費(建設機械等)		式	1	
		18.3.1.3 建設機械等の返却時のセルフスクリーニング費(トラック等)		式	1	
		18.3.1.4 敷鉄板の返却時のセルフスクリーニング費		式	1	
	18.4 敷鉄板設置・撤去					
	18.4.1 敷鉄板設置・撤去	18.4.1.1 敷鉄板設置・撤去 施工のみ		式	1	
		18.4.1.1 敷鉄板設置・撤去 リース期間		式	1	
大型土のう材料費	大型土のう材料費					
	耐候性大型土のう			式	1	
交通誘導警備員				式	1	
共通仮設費						
運搬費		仮設材運搬 製品L≤12m		式	1	

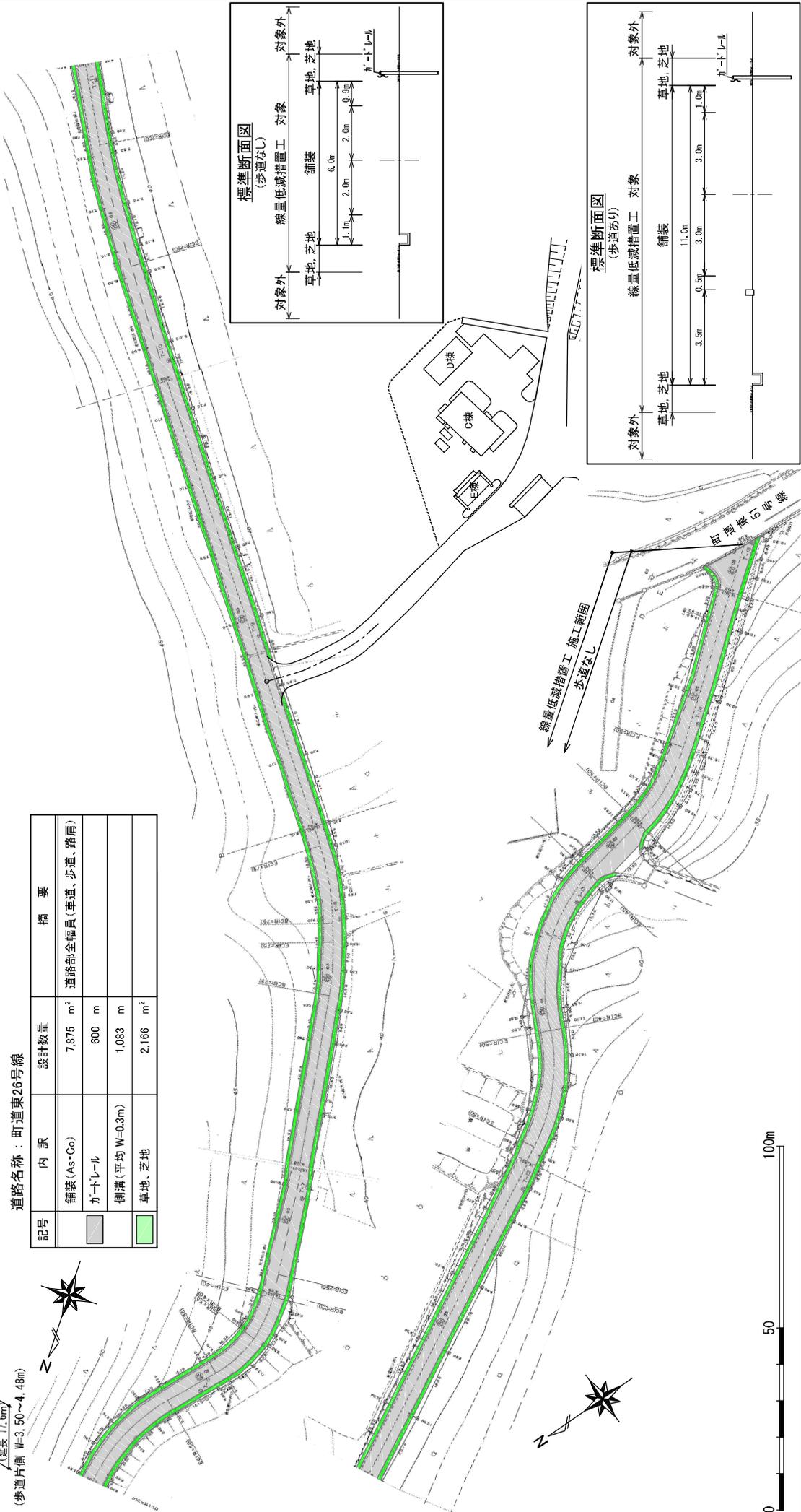
資料4 搬入路平面図

道路概要図

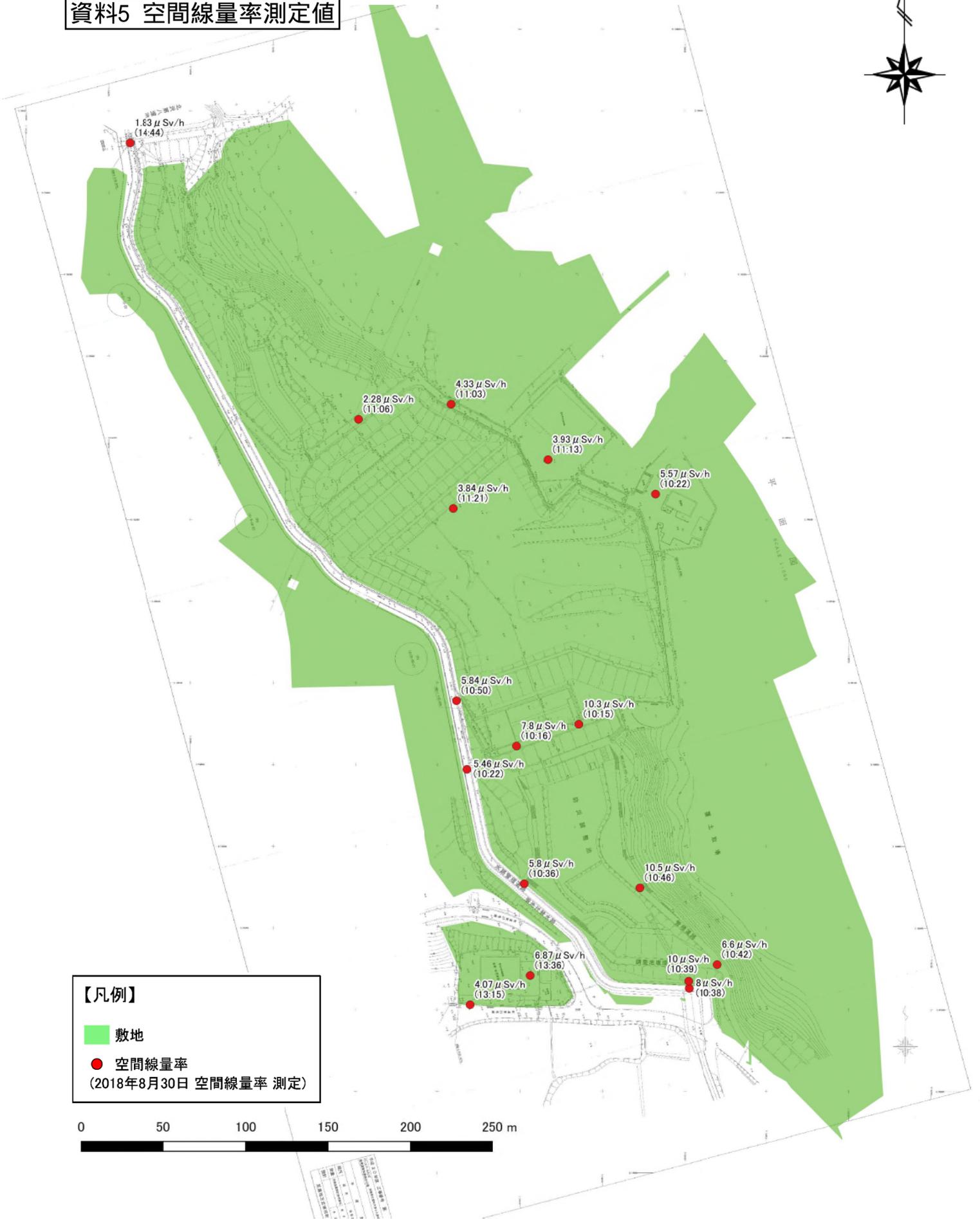


道路名称：町道東26号線

記号	内 訳	設計数量	摘 要
■	舗装(As-Co)	7,875 m ²	道路部全幅員(車道、歩道、路肩)
■	ガトール	600 m	
■	側溝(平均 W=0.3m)	1,083 m	
■	草地、芝地	2,166 m ²	



資料5 空間線量率測定値

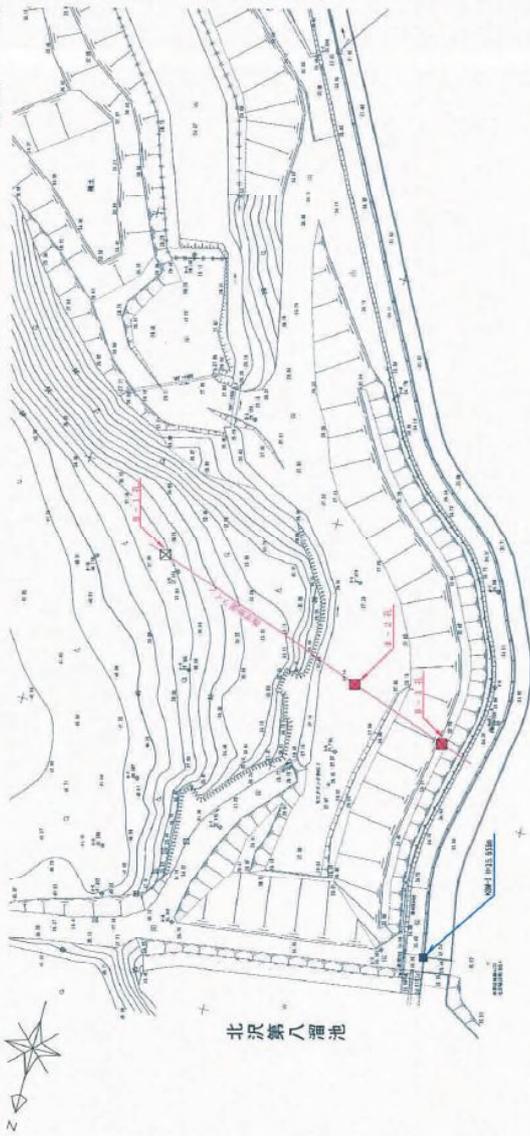


資料6 測量業務数量表

項目	工種	種別	細別	計算式	数量	単位
測量業務						
	基準点測量			測量範囲:15ha		
		2級基準点測量				
			2級基準点測量	$15.0/22=0.68 \Rightarrow 1$	2	点
		3級基準点測量				
			3級基準点測量	$15.0/3.5=4.28 \Rightarrow 5-1=4$	3	点
		4級基準点測量				
			4級基準点測量	$15.0/0.2=75 \Rightarrow 75-1-4=70$	70	点
	現地測量					
		平板測量				
			平板測量	縮尺1/500、作業量0.23km×0.67km	0.15	km ²
	応用測量					
		路線測量				
			作業計画		1	業務
			現地踏査	650m	0.65	km
			線形決定	650m	0.65	km
			中心線	650m	0.65	km
			仮ベンチマーク	650m	0.65	km
			縦断測量	650m	0.65	km
			横断測量	650m	0.65	km
			用地杭幅設置	650m	0.65	km
			公図等の重ね図	15.0ha	15.0	ha
	打合せ					
		打合せ				
			打合せ協議		1	業務

資料7 地質調査結果

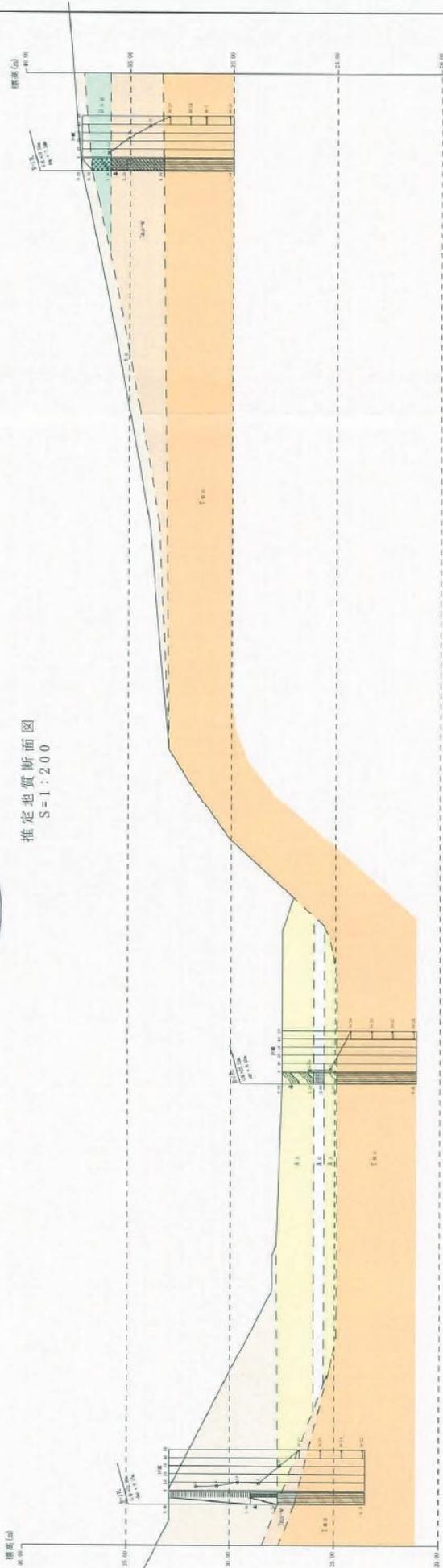
調査配置図
S=1:1000



(凡例)

地質時代	地層名	記号	要
新第三紀	礫土	Dn	上流で堆積する礫。礫径100mm程度でほぼ全周を占める。礫はほぼ均質で、礫土は粗粒質土(礫質土)である。
	表土	Do	上流で堆積する礫。礫径100mm程度でほぼ全周を占める。礫はほぼ均質で、礫土は粗粒質土(礫質土)である。
	砂質土	As	上流の礫質土で礫が少なく、砂質土(礫質土)である。礫径100mm程度でほぼ全周を占める。礫はほぼ均質で、礫土は粗粒質土(礫質土)である。
第四紀	粘性土	Au	上流の礫質土で礫が少なく、粘性土(礫質土)である。礫径100mm程度でほぼ全周を占める。礫はほぼ均質で、礫土は粗粒質土(礫質土)である。
	湖積土	Dlg	上流で堆積する礫。礫径100mm程度でほぼ全周を占める。礫はほぼ均質で、礫土は粗粒質土(礫質土)である。
更新世	礫と砂質土	Im	上流の礫質土で礫が少なく、礫と砂質土(礫質土)である。礫径100mm程度でほぼ全周を占める。礫はほぼ均質で、礫土は粗粒質土(礫質土)である。
	砂質土	Im	上流の礫質土で礫が少なく、砂質土(礫質土)である。礫径100mm程度でほぼ全周を占める。礫はほぼ均質で、礫土は粗粒質土(礫質土)である。

推定地質断面図
S=1:200



資料8(1) 最終処分場 点検対象一覧(参考)

施設名称	仕様	名称	規格	単位	数量	
埋立部						
	貯留施設					
	舗装工(締切堰堤部)	アスファルト舗装	路盤300mm・表層30mm	m ²	256.05	
	舗装工(上流堰堤部)	アスファルト舗装	路盤300mm・表層30mm	m ²	1,036.79	
	防護柵	ガードレール	支柱高700mm・ヒーム高300mm	m	5.00	
	コンクリート叩き	土間コンクリート叩き	厚90mm・無筋	m ²	30.51	
	シート固定工	固定コンクリート	W=500×500mm(断面)	m	55.80	
	囲障工	ネットフェンス	高さ2,000m	m	95.75	
		金網両開門扉	幅2,000mm×高さ2,000mm	ヶ所	1.00	
	側溝類	コンクリート側溝[蓋付]	300×500mm	m	84.70	
	遮水施設					
	二重遮水シート	底面シート張	10,460.20m ² (現在地中部)	m ²		
		斜面シート張	11,970.43m ² (第1期埋立地既済工事)	m ²	2,700.00	概算数量
	シート固定工	固定コンクリート	Aタイプ・W=500×500mm(断面)	m	137.00	
		固定コンクリート	Bタイプ・W785~575×H325mm(断面)	m	1,077.70	
		固定コンクリート	Cタイプ・W785~555×H315mm(断面)	m	193.20	
		固定コンクリート	Eタイプ・W835~555×H315mm(断面)	m	74.00	
	地下水排水施設					
	地下水集水管	有孔ダブルポリエチレン管φ300	第1期埋立地既済工事、現在地中部	m	462.00	
		有孔ダブルポリエチレン管φ200	第1期埋立地既済工事、現在地中部	m	796.40	
		有孔ダブルポリエチレン管φ150	第1期埋立地既済工事、現在地中部	m	2,201.50	
				計	3,459.90	
	浸出水集排水施設					
	浸出水集水管	無孔ダブルポリエチレン管φ900	第1期埋立地既済工事、現在地中部	m	22.00	
		有孔ダブルポリエチレン管φ800	第1期埋立地既済工事、現在地中部	m	22.00	
		有孔ダブルポリエチレン管φ700	第1期埋立地既済工事、現在地中部	m	138.00	
		有孔ダブルポリエチレン管φ200	第1期埋立地既済工事、現在地中部	m	692.00	
				計	874.00	
	発生ガス処理施設					
	法面露出	有孔ダブルポリエチレン管φ200	517.0m(第1期埋立地既済工事)	m	15.00	概算数量
	ガス抜き管(立上り)	有孔ダブルポリエチレン管φ200	25箇所(第1期埋立地既済工事)	ヶ所	1.00	概算数量
	雨水排水施設					
	雨水排水管	無孔ポリエチレン金属複合管	φ1500	m	42.50	
		無孔ポリエチレン金属複合管	φ1350	m	140.00	
		無孔ポリエチレン金属複合管	φ1200	m	70.00	
		無孔ポリエチレン金属複合管	φ1000	m	21.50	
		無孔ポリエチレン金属複合管	φ600	m	71.90	
	柵類	柵	1,000×1,000×2,000mm	ヶ所	1.00	
		柵	600×600×700mm	ヶ所	1.00	
	防災調整池					
	排水施設					
	放流施設	排水塔	2,750×2,750×5,000mm	ヶ所	1.00	
		放流ボックスカバート	2,250×2,000m・L=47,884mm	ヶ所	1.00	
		じゃかご	3.2×13×45mm(φ450mm)	m	403.70	
		ふとんかご	5・500×1,200×2,000mm	ヶ所	1.00	
		ふとんかご	2・500×1,200×2,000mm	ヶ所	1.00	
		ふとんかご	3.2・13×50×120mm(厚350mm・W=3,000mm)	m	62.00	

資料8(2) 最終処分場 点検対象一覧(参考)

施設名称	仕様	名称	規格	単位	数量
防災調整池					
排水施設					
	放流施設	放流先コンクリート水路	12,650×400(天端)~2,590(下端)×3,650(H)	ヶ所	1.00
		側溝	500×500mm	m	14.00
法面施設					
	護岸工	ブロック積擁壁	H=4,000mm	m	84.20
		ブロック積擁壁	H=5,000mm	m	136.15
		ブロック積擁壁	H=3,000mm	m	19.25
				計	239.60
		プラスチック軽量法枠	植生土のう共	m2	1,755.48
		張ブロック	360型	m2	645.30
		厚層基材吹付	t=50mm	m2	784.72
		天端コンクリート	法枠用・200×200mm	m	133.10
付帯設備					
	散策路	木製丸太階段	3,200mm×8,400mm	ヶ所	1.00
		木製丸太階段	3,200mm×9,300mm	ヶ所	1.00
		木製丸太階段	2,000mm×9,600mm	ヶ所	1.00
		木製通路	W=1,000mm・200mm	ヶ所	1.00
防災調整池道路					
	舗装工	アスファルト舗装	路盤150mm・表層50mm	m2	617.87
	付帯構造物	ブロック縁石	150×200×600mm	m	40.80
		駐車場区画線	巾150mm	m	104.50
		車止め	ステンレス・φ100mm・H=900mm	ヶ所	12.00
		案内標識	両面	ヶ所	1.00
困障	立入防止柵	ネットフェンス	高さ1,800mm	m	60.00
管理施設					
浸出水処理施設					
	舗装工	アスファルト舗装	路盤300mm・表層30mm	m2	395.20
	排水施設	L型側溝	幅350mm	m	19.00
		V型側溝	幅500mm	m	21.50
		コンクリート造ます	450×450mm・深300mm	ヶ所	2.00
		コンクリート造ます	450×450mm・深450mm	ヶ所	2.00
		コンクリート造ます	450×450mm・深600mm	ヶ所	1.00
		U字溝[蓋付]	300×300mm	m	81.45
		付帯構造物	ブロック縁石	150×200×600mm	m
	駐車場区画線		巾150mm	m	15.00
	立入防止柵	ネットフェンス	高さ1,500mm	m	215.50
		ネットフェンス	高さ1,800mm	m	22.00
		金網両開門扉	幅2,000×高さ1,800mm	ヶ所	1.00
		RC塀	厚150mm・高さ1,600mm・吹付タイル仕上	m	3.10
		ステンレス片開門扉	幅800mm×高さ1,360mm	ヶ所	1.00
		ステンレス片引門扉・ノンレール	幅7,795mm×高さ1,360mm	ヶ所	1.00
管理棟					
	舗装工	アスファルト舗装	路盤300mm・表層30mm	m2	1,574.54
	排水施設	コンクリート造ます	450×450mm・深450mm	ヶ所	1.00
		U字溝[蓋付]	300×300mm	m	50.85
		コンクリート側溝[蓋付]	600×600~900mm	m	96.56

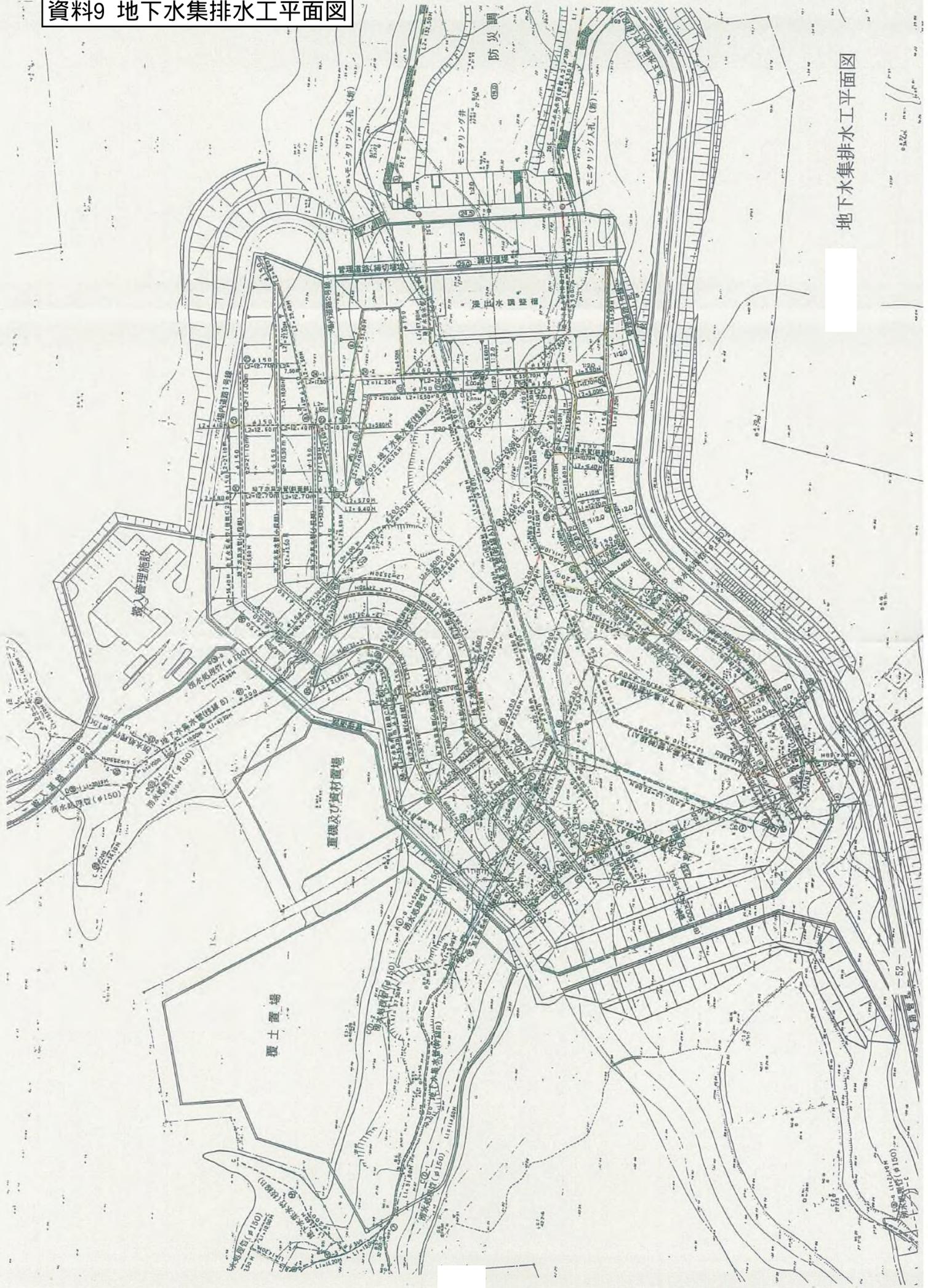
資料8(3) 最終処分場 点検対象一覧(参考)

施設名称	仕様	名称	規格	単位	数量
管理施設					
管理棟					
舗装工					
排水施設	U字溝[蓋無]		300×300mm、グレーチング付き	m	11.15
	コンクリート側溝[蓋無]		500×500mm、グレーチング付き	m	37.70
	コンクリート側溝[蓋付]		150×150mm	m	2.60
	コンクリート造ます		600×600mm・深600mm	ヶ所	2.00
	コンクリート造ます		800×800mm・深800mm	ヶ所	3.00
	コンクリート造ます		900×900mm・深1,000mm	ヶ所	1.00
	コンクリート造ます		900×900mm・深1,200mm	ヶ所	1.00
	コンクリート造ます		800×800mm・深1,600mm	ヶ所	1.00
付帯構造物	ブロック縁石		150×200×600mm	m	149.30
	駐車場区画線		巾150mm	m	48.20
コンクリート叩き	土間コンクリート叩き		厚90mm・無筋	m ²	52.69
シート固定工	固定コンクリート		W=500×500mm(断面)	m	38.75
囲障工	ネットフェンス		高さ2,000m	m	39.10
洗車施設					
洗車場	洗車場		11.0m×4.5m	ヶ所	1.00
	コンクリート塀		11.0m×0.5m×2	ヶ所	1.00
	分離槽		3.7m×1.0m	ヶ所	1.00
地下水モニタリング人孔					
モニタリング人孔	モニタリング入孔マンホール		深6,100mm・内法φ900mm	ヶ所	2.00
関連施設					
道路					
搬入・場内・管理 道路等	アスファルト舗装		路盤300mm・表層30mm	m ²	451.69
	アスファルト舗装		路盤350mm・表層50mm	m ²	1,455.47
	アスファルト舗装		路盤100mm・表層30mm	m ²	82.60
	土間コンクリート叩き		厚90mm・無筋	m ²	183.47
	インターロッキングブロック敷		厚60mm	m ²	143.65
シート固定工	固定コンクリート		W=500×500mm(断面)	m	384.95
	固定コンクリート		幅500mm×厚200mm・無筋	m	69.30
排水施設	U字溝[蓋付]		300×300mm	m	46.00
	コンクリート側溝[蓋付]		600×600~900mm	m	134.40
	U字溝[蓋無]		600×600mm	m	48.00
	U字溝[蓋付]		400×400mm	m	135.40
	コンクリート側溝[蓋付]		300×500mm	m	37.20
	コンクリート造ます		800×800mm・深800mm	ヶ所	3.00
	コンクリート造ます		900×900mm・深1,200mm	ヶ所	1.00
付帯構造物	ブロック縁石		150×200×600mm	m	149.85
	駐車場区画線		巾150mm	m	25.00
	駐車場区画線		文字(徐行)1200mm×2400mm×2	ヶ所	2.00
	野立平看板		木柱・幅600mm×高さ3,000mm	ヶ所	1.00
	野立平看板		木柱・幅1,800mm×高さ1,200mm	ヶ所	2.00
法面工	客土吹付			m ²	557.43
	厚層基材吹付		t=50mm・客土吹付共	m ²	817.97

資料8(4) 最終処分場 点検対象一覧(参考)

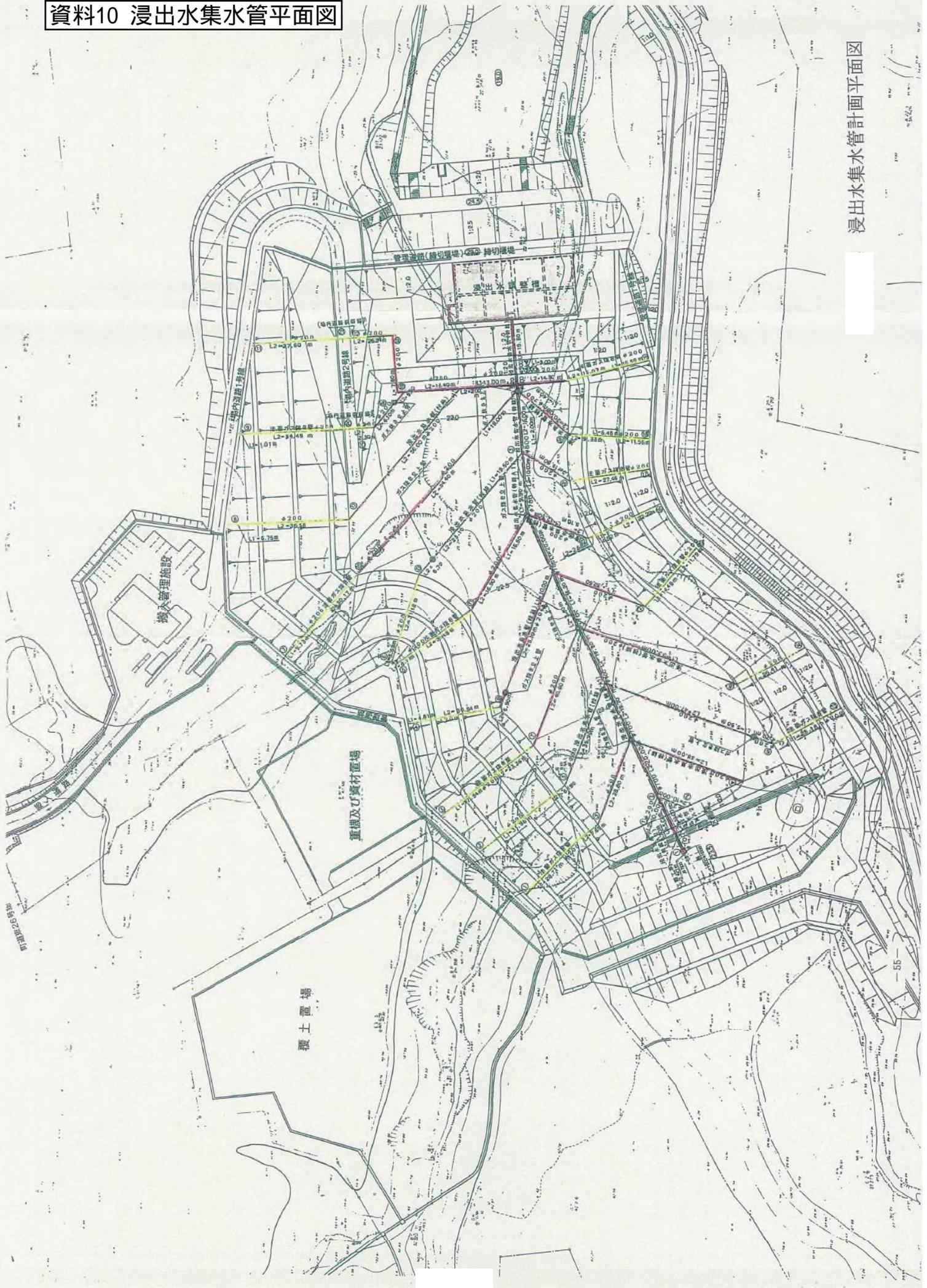
施設名称	仕様	名称	規格	単位	数量	
道路	立入防止柵	ネットフェンス	高さ2,000mm	m	322.35	
		ステンレス製引戸	片引・幅7,370mm×高さ1,500mm・ノンレール	ヶ所	1.00	
		RC塀	厚150×高1,850両面外装磁器質タイル施釉仕上	m	6.30	
		金網両開門扉	幅4,000mm×高さ2,000mm	ヶ所	1.00	
	防護柵	ガードパイプ	H=800mm・支柱@2,000mm	m	120.45	
		ガードレール	支柱高700mm・ビーム高300mm	m	916.50	
	造成部	排水施設	U字溝[蓋無]	300×300mm	m	327.90
			U字溝[蓋無]	600×600mm	m	76.50
			U字溝[蓋無]	450×450mm	m	63.10
			U字溝[蓋無]	700×700mm	m	68.30
			U字溝[蓋無]	800×800mm	m	123.70
			U字溝[蓋無]	1,000×1,000mm	m	106.80
			コンクリート造ます	600×600mm・深600mm	ヶ所	2.00
			コンクリート造ます	600×600mm・深900mm	ヶ所	1.00
			コンクリート造ます	1,000×1,000mm・深1,000mm	ヶ所	1.00
			コンクリート造ます	1,200×1,200mm・深1,600mm	ヶ所	2.00
			コンクリート造ます	1,200×1,200mm・深1,600mm・トラップ4段付	ヶ所	2.00
			コンクリート造ます	1,200×1,200mm・深2,000mm・トラップ6段付	ヶ所	1.00
	外構設備	四阿 案内板等その他	四阿	木製・4,800×4,800mm・高さ2,500mm	ヶ所	1.00
			案内板	木製・幅1,640mm×高さ1,900mm	ヶ所	1.00
			銘板	1,200×200mm	ヶ所	1.00
			テーブル	木製・1,200×1,200mm・高750mm・ベンチ含	ヶ所	1.00
			構内(街)灯		ヶ所	4.00
溜池付替水路	水路管理道路	アスファルト舗装	路盤200mm・表層40mm	m ²	2,489.20	
		ガードレール	支柱高700mm・ビーム高300mm	m	911.50	
		駐車場区画線	文字(徐行)	ヶ所	1.00	
	排水施設	U字溝[蓋付]	300×300mm	m	723.60	
		U字溝[蓋付]	400×400mm	m	4.70	
		コンクリート造ます	700×700mm・深800mm	ヶ所	1.00	
	法面工	客土吹付		m ²	2,829.46	
		厚層基材吹付	t=50mm・客土吹付共	m ²	1,611.37	
	立入防止柵	ネットフェンス	高さ1,800mm	m	633.00	
		ネットフェンス	高さ2,000mm	m	220.00	
		金網両開門扉	幅4,000mm×高さ2,000mm	ヶ所	1.00	
金網両開門扉		幅4,000mm×高さ1,800mm	ヶ所	1.00		
金網両開門扉		幅1,000mm×高さ1,800mm	ヶ所	3.00		

資料9 地下水集排水工平面図



地下水集排水工平面図

資料10 浸出水集水管平面図



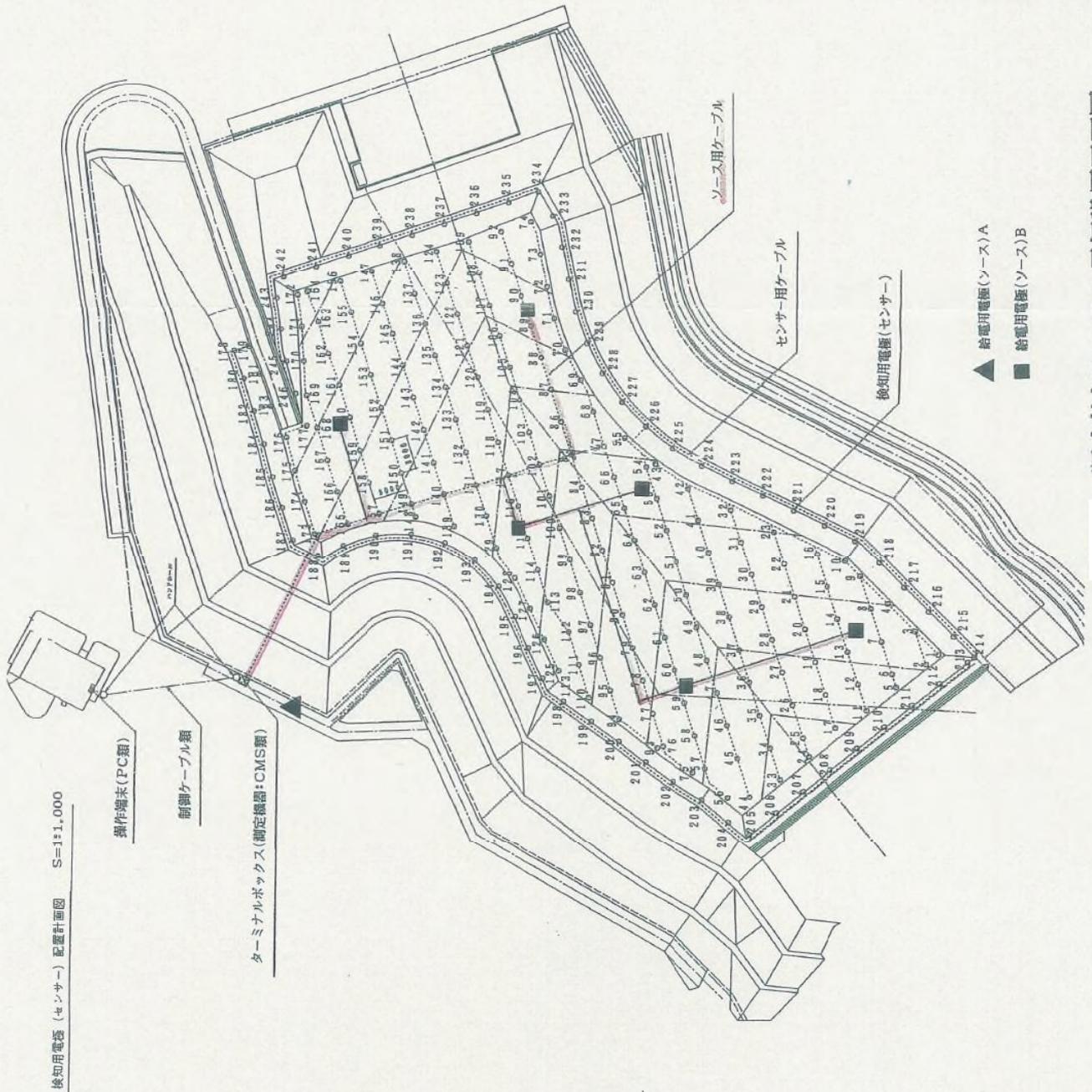
浸出水集水管計画平面図

資料11 防災調整池平面圖

防災調整池平面圖 S=1:600



資料12 漏水検知システム平面図



漏水検知システム電極設置平面図



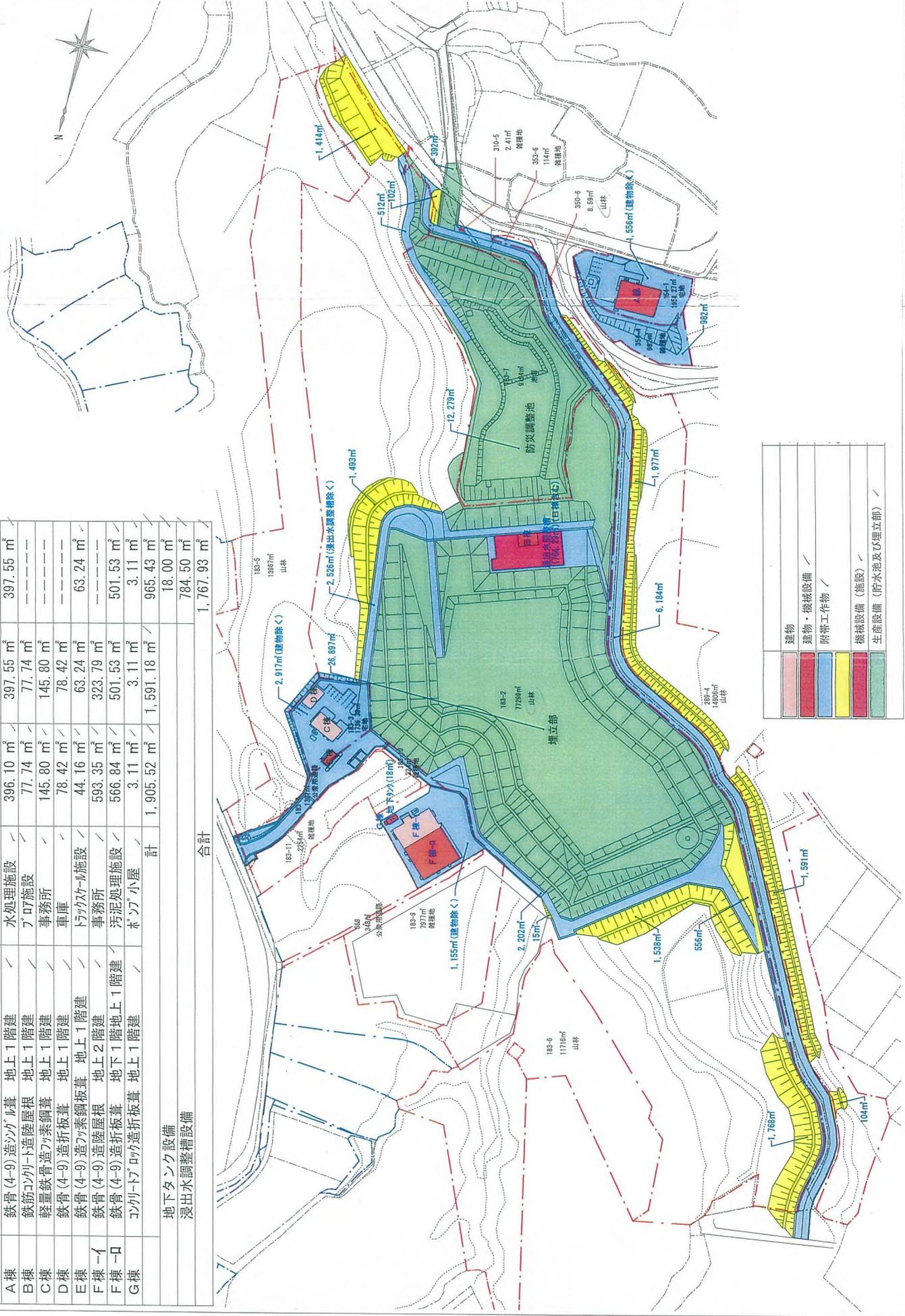
シート間滞留排水管位置



シート間滞留排水管取付バルブ

資料13 建築物等配置図

クリンセンターふたば S=1/2000



棟符号	構造	用途	延床面積	建築面積	機械設置面積	
A棟	鉄骨(4-9)造ツグノ草 地上1階建	水処理施設	396.10㎡	397.55㎡	397.55㎡	
B棟	鉄筋コンクリート造陸屋根 地上1階建	ア7施設	77.74㎡	77.74㎡	---	
C棟	軽量鉄骨造ツ素鋼葺 地上1階建	事務所	145.80㎡	145.80㎡	---	
D棟	鉄骨(4-9)造折板葺 地上1階建	車庫	78.42㎡	78.42㎡	---	
E棟	鉄骨(4-9)造ツ素鋼板葺 地上1階建	トワカケル施設	44.16㎡	63.24㎡	63.24㎡	
F棟-I	鉄骨(4-9)造陸屋根 地上2階建	事務所	593.35㎡	323.79㎡	---	
F棟-ロ	鉄骨(4-9)造折板葺 地下1階地上1階建	汚泥処理施設	566.84㎡	501.53㎡	501.53㎡	
G棟	コンクリート造折板葺 地上1階建	ボツ小屋	3.11㎡	3.11㎡	965.43㎡	
計					1,905.52㎡ / 1,591.18㎡	18.00㎡
地下タンク設備					784.50㎡	---
浸出水調整槽設備					1,767.93㎡	---
合計					1,767.93㎡	---

建物
 建物・機械設備
 附帯建物
 機械設備(施設)
 生産設備(貯水池及び埋立部)

資料14(1) 建築物点検対象

名 称	規 格 寸 法	単 位	建築物数量					計
			A棟	B棟	C棟	D棟	E棟	
建築面積		m2	396.1	77.74	145.80	78.42	44.16	742.22
構造体・基礎	建物周り及び建築本体 外周	m	80.60	36.20	50.40	37.40	28.00	232.60
1.屋根								
陸屋根		m2		77.75				77.75
勾配屋根	化粧スレート葺き	m2	504.82		145.80	91.29	116.65	858.56
パラペット		m		36.10				36.1
2.外部壁		m2						
モルタル塗り、タイル張	モルタル塗金鍍	m2	60.74	16.25	14.57		14.12	105.68
ALCパネル	ALC板張	m2	438.71					438.71
塗装		m2						658.63
	複層仕上塗材仕上	m2	364.09	112.03	159.65	15.84		651.61
	合成樹脂エマルジョン塗	m2		7.02				7.02
サイディング	ラワン合板張	m2	2.83			76.18	14.12	93.13
3. 外部開口部		カ所						
	ドア	カ所	3	1	3	2.00		9
	窓	カ所	10.00	7.00	3.00	2.00		22
	シャッター等	カ所	7					7
4. 外部天井		m2	91.10		3.24		116.27	210.61
5. 外部床		m2						25.22
	タイル張	m2	3.65		5.27			8.92
	モルタル塗金鍍	m2	5.93	2.00	8.37			16.3
5. 内部床		m2						
タイル、シート、塗材		m2						827.57
	タイル	m2	10.68		4.92			15.6
	ビニルシート張	m2	48.02		77.19			125.21
	コンクリート仕上げ	m2	93.45	77.75	78.92	78.42		328.54
	エポキシ樹脂塗	m2	358.22					358.22
カーペット		m2			46.67			46.67
フローリング		m2			6.48			6.48
6. 内壁		m2						
タイル、シート、塗材		m2						2,002.24
	タイル張	m2	1.31		0.93			2.24
	メタルラス(平)張	m2	0.64					0.64
	エポキシ樹脂塗	m2	21.63					21.63
	ビニルシート張	m2	126.53					126.53
	塩化ビニル樹脂エナル塗	m2	58.48	3.45				61.93
	内壁・モルタル塗金鍍	m2	624.08					624.08
	内壁・薄付仕上塗材仕上げ	m2	411.57					411.57
	複層仕上塗材仕上	m2	142.24					142.24
	エポキシ樹脂塗	m2	565.60			1.02		566.62
	モルタル塗金鍍	m2	44.76					44.76
吸音材		m2						186.58
	スレートボード張	m2	109.48					109.48
	ALC板張	m2	45.41					45.41
	サイディング張	m2				3.40		3.4
	ラワン合板張	m2				28.29		28.29
耐火被覆材		m2						513.02
	せっこうボード張	m2	212.95		284.10			497.05
	珪酸カルシウム板張	m2				15.97		15.97
7. 内部開口部								
	ドア	カ所	6		11.00			17
8. 内部天井		m2						
ボード、成形板		m2						232.92
	せっこうボード張	m2	51.68		137.00			188.68
	スレートボード張	m2	39.92					39.92
	珪酸カルシウム板張	m2				4.32		4.32
吹付仕上げ材	塩化ビニル樹脂エナル塗	m2	13.32					13.32
水槽部		m2						
	床	m2	101.25	1,219.10				1,320.35

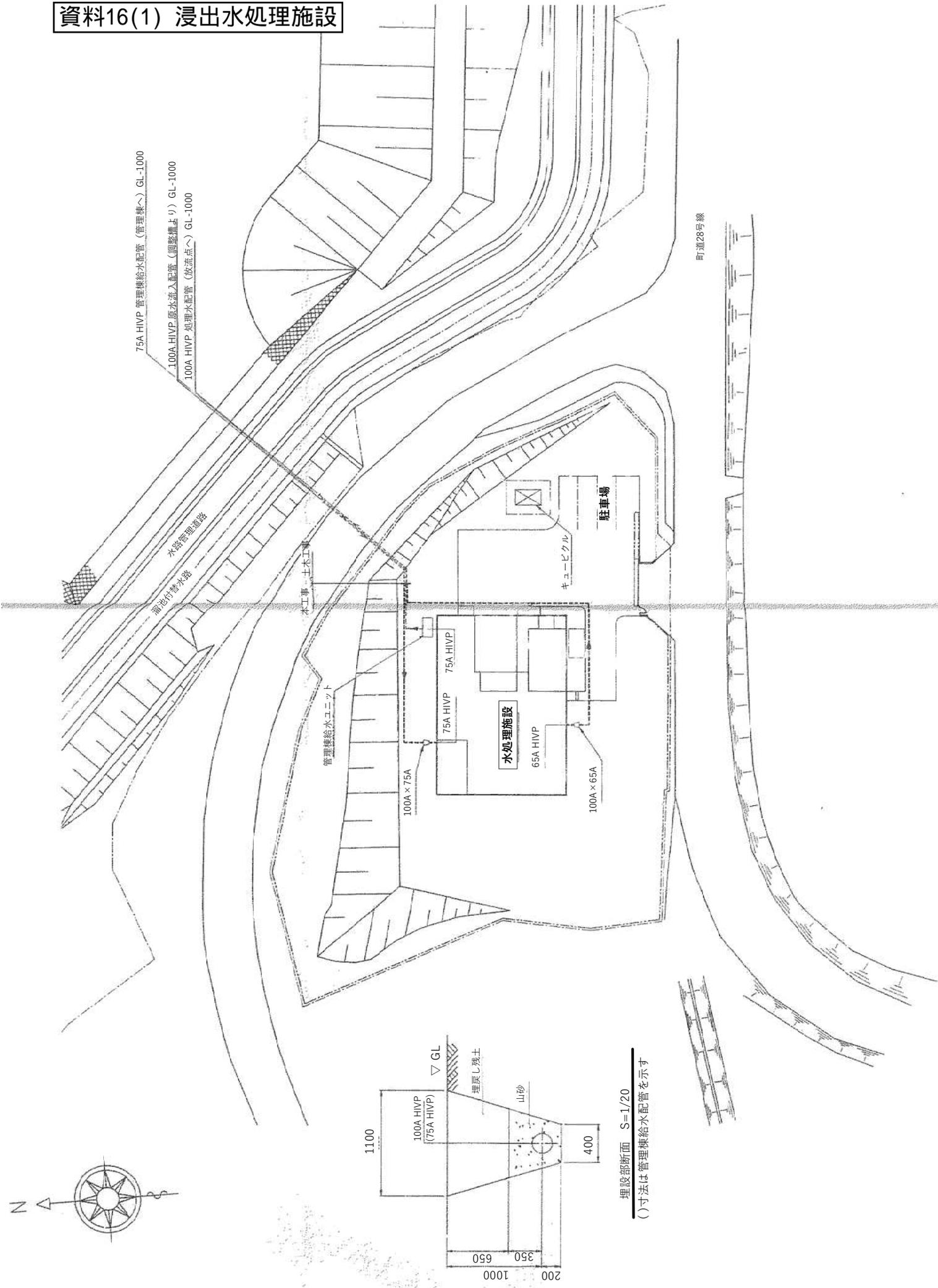
資料14(2) 建築物点検対象

名 称	規 格 寸 法	単 位	建築物数量					計
			A棟	B棟	C棟	D棟	E棟	
	壁	m2	633.86	1,817.28				2,451.14
1. 電灯設備								
電灯設備・(非木造)	工場系・配線・配管・付属品・照明器具・中	ヶ所	106.00	15.00	82.00	14.00	4.00	221.00
構内(街)灯	照明ホル・自動点滅器付	基	2.00		6.00			8.00
ケーブルラック・配線	幅:800mm未満	m						269.10
CVケーブル	CV3.5mm ² -3c・管路内引込	m	55.90		173.20			229.10
CVケーブル	CV3.5mm ² -3C・ころがし配線	m	10.00		30.00			40.00
波付硬質ポリエチレン管	FEP30・地中配管,隠べい	m	55.90		173.20			229.10
2. 幹線設備								
ケーブルラック・配線	幅:800mm未満	m						137.30
CVケーブル	CV60mm ² -3C・管路内引込	m	40.60					40.60
ビニル電線	IV60mm ² ・管路内引込	m			11.70	31.10		42.80
CVTケーブル	CVT100mm ² ・管路内引込	m			11.70	31.10		42.80
CVTケーブル	CVT150mm ² ・管路内引込	m			11.10			11.10
波付硬質ポリエチレン管	FEP65・地中配管	m	32.60					32.60
波付硬質ポリエチレン管	FEP100・FEP30地中配管,隠べい	m			22.80	31.10		53.90
動力分電盤	P-C1	ヶ所			1.00			1.00
3. 動力設備								
ケーブルラック・配線	幅:800mm未満	m						77.80
CVケーブル	CV2.0mm ² -3c・管路内引込	m			9.10			9.10
CVケーブル	CV2.0mm ² -3c・ころがし配線	m			5.70			5.70
CVケーブル	CV3.5mm ² -4c・管路内引込	m			22.90			22.90
CVケーブル	CV3.5mm ² -4c・ころがし配線	m			25.30			25.30
CVVケーブル	CVV2.0mm ² -10c・管路内引込	m			9.10			9.10
CVVケーブル	CVV2.0mm ² -10c・ころがし配線	m			5.70			5.70
硬質ビニル電線管	VE28mm・露出配管	m			1.30			1.30
波付硬質ポリエチレン管	FEP30・地中配管,隠べい	m			39.80			39.80
露出用丸形ボックス	VE28mm 2方向	ヶ所			2.00			2.00
プルボックス	縦150mm×横150mm×奥行100mm・WP・SUS	ヶ所			2.00			2.00
ハンドホール	600mm×600mm×900mm・中耐ふた付き・機械掘	ヶ所			1.00			1.00
4. テレビ共聴設備								
テレビ端子	1端子型・中間用・配線共	ヶ所	1.00		1			2.00
テレビアンテナ	VHF・UHF併設・軒先他設置・端末整合器2	基			1			1.00
5. 電話設備								
電話用屋内配線管	配管・ボックス類・電話機1か所当たり非木造用	ヶ所	1.00		8.00			9.00
端子盤設置	端子盤・30P・端子盤1か所当たり	ヶ所	1.00		1.00			2.00
波付硬質ポリエチレン管	FEP50・地中配管	m	73.10	15	62.40			150.50
波付硬質ポリエチレン管	FEP100・地中配管	m	30.80					30.80
6. ITV設備								
同軸ケーブル	5C-FB・管路内引込	m			20.80			20.80
波付硬質ポリエチレン管	FEP50・地中配管,隠べい	m			20.80			20.80
7. 防犯設備								
同軸ケーブル	5C-2V・管路内引込	m					27.50	27.50
厚鋼電線管	G16mm・露出配管	m	10.40		14.00		11.50	35.90
厚鋼電線管	G22mm・露出配管	m	0.30					0.30
呼び込み線	ビニル被覆付き	m	10.70		14.00			24.70
アウトレットボックス	4角中浅型・カバー付き	ヶ所	10.00		13.00			23.00
波付硬質ポリエチレン管	FEP30・地中配管,隠べい	m					16.00	16.00
防犯カメラ	ハウジング形	ヶ所					1.00	1.00
プルボックス	縦150mm×横150mm×奥行100mm・WP・SUS	ヶ所					2.00	2.00
8. 給水設備								
衛生器具(手洗い等)、水栓		ヶ所						23.00
ホーム水栓	φ13・15mm用	栓			2.00			2.00
自在水栓	φ13・15mm用	栓	1.00		1.00			2.00
散水栓・箱付	φ13・15mm用・鋳鉄製310mm×200mm	栓			1.00			1.00
屋内給水(湯)配管		栓	5.00		13.00			18.00
配管		m						152.30
屋外給水配管	20A・塩ビ鋼管・継手・機械掘・深さ300mm	m	41.40					41.40
屋外給水配管	25A・塩ビ鋼管・継手・機械掘・深さ300mm	m	9.20		5.30			14.50

資料14(3) 建築物点検対象

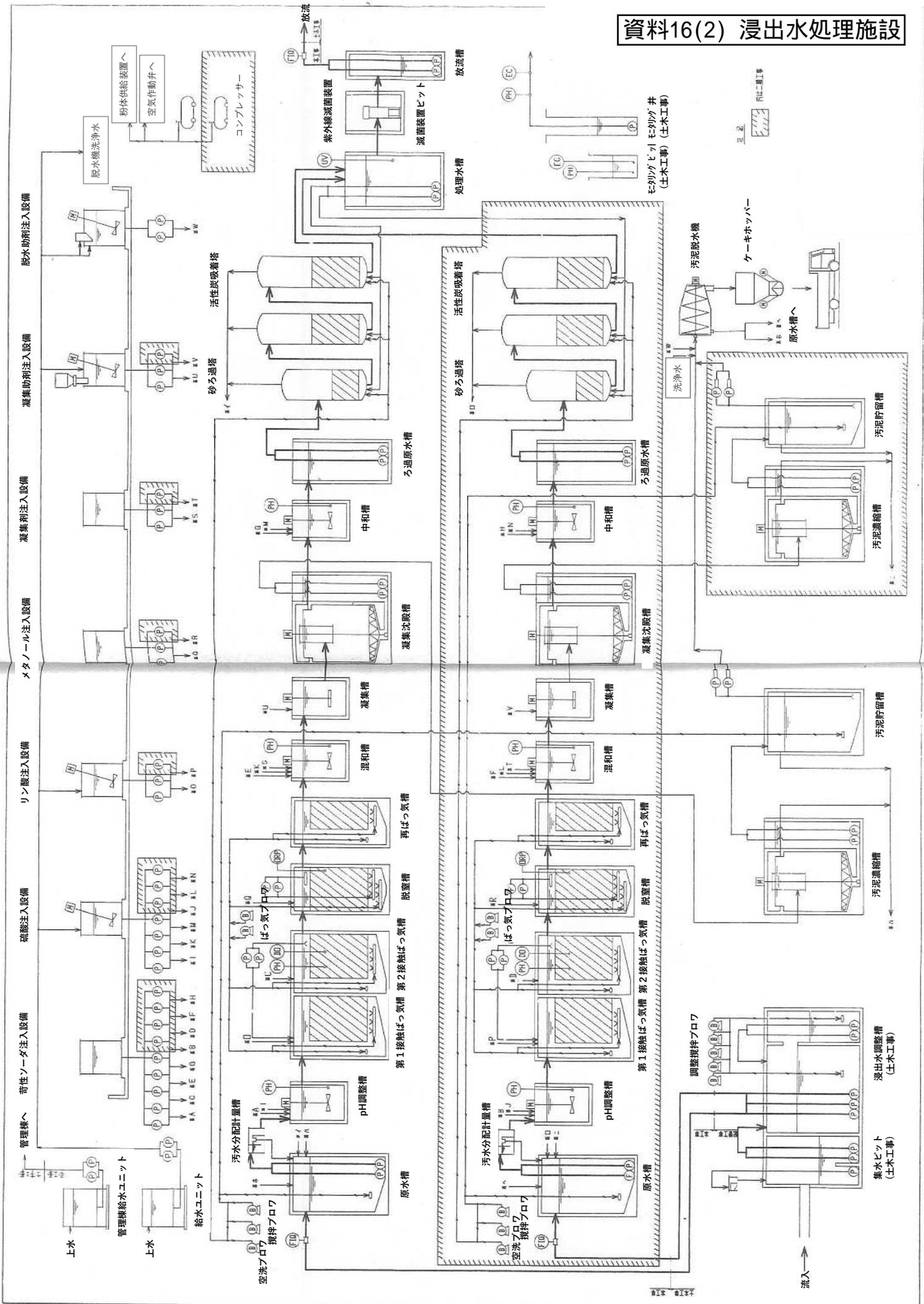
名 称	規 格 寸 法	単 位	建築物数量					計
			A棟	B棟	C棟	D棟	E棟	
屋外給水配管	φ75耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管 H1VP	m	7.20					7.20
屋外給水配管	φ100耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管 H1VP	m	69.40					69.40
屋外給水配管	φ40耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管 H1VP	m			19.80			19.80
受水槽・(地上設置)	FRP受水槽・8.0m ³ 用・架台付・給水管を除く	ヶ所			1.00			1.00
弁又は伸縮継手		ヶ所						7.00
ゲート弁	JIS5K 40A	ヶ所			4.00			4.00
フレキシブル継手	40A×300L	ヶ所			3.00			3.00
バルブボックス	GV40用	ヶ所			1.00			1.00
9. 給湯設備		基						2.00
ガス瞬間湯沸器	毎分容量5.1L	基			1.00			1.00
ガス瞬間湯沸器	屋外壁掛型・16号	基			1.00			1.00
10. ガス設備								
弁又は伸縮継手		ヶ所						3.00
ガス栓取付	プロパンガス用・1口カラン	ヶ所			2.00			2.00
中間ガス栓	鉄ガス栓・20A	ヶ所			1.00			1.00
ガス管	プロパンガス用・20A	m			18.30			18.30
11. 厨房設備								
コンロ台	幅700mm×奥行き543mm×高さ623mm	ヶ所			1.00			1.00
流し台	幅1,200mm×奥行き550mm×高さ800mm	ヶ所	1.00		1.00			2.00
つり戸棚	幅750mm×奥行き367mm×高さ500mm	ヶ所			1.00			1.00
水切棚	幅600mm×奥行き235mm×高さ600mm	ヶ所			1.00			1.00
12. 排水設備								
配管		m						68.10
屋内排水配管	硬質塩ビ管・継手・支持金物共	栓	6.00		10.00			16.00
屋外排水配管	φ100mm・硬質塩ビ管・機械掘・平均深さ450mm	m			52.10			52.10
洗濯機ハン	800mm×640mm・FRP製	ヶ所			1.00			1.00
排水金物	床上掃除口・COA50mm	ヶ所			1.00			1.00
排水金物	床上掃除口・COA80mm	ヶ所			1.00			1.00
排水金物	床上掃除口・COA100mm	ヶ所	2.00		1.00			3.00
汚水槽又は雑排水槽	ます・(既製品)	ヶ所						16.00
污水兼用ます・(既製品)	内法300mm×300mm・インバート付・機械掘・深450mm	ヶ所			5.00			5.00
污水兼用ます・(既製品)	内法360mm×360mm・インバート付・機械掘・深450mm	ヶ所	2.00		7.00			9.00
污水兼用ます・(既製品)	内法450mm×450mm・インバート付・機械掘・深450mm	ヶ所			2.00			2.00
13. 衛生設備								
システムバス	幅1,200mm×奥行き1,600mm	基			1.00			1.00
洗面器・(そで無)	幅460mm×奥行き560mm	ヶ所	3.00		3.00			6.00
水栓洋風便器・(腰掛式)	手洗い付密結形ロータンク・屋内汚水管共	ヶ所	1.00		2.00			3.00
水洗小便器	ストール型・屋内汚水管共	ヶ所			1.00			1.00
タオル掛	485mm×64mm×35mm(φ14mm)	ヶ所			3.00			3.00
化粧鏡	350mm×450mm×厚5mm・防錆	ヶ所	3.00		3.00			6.00
水石鹸入れ	TS126AR	ヶ所	3.00					3.00
14. 浄化槽設備								
浄化槽・(送風機等共)	合併処理槽・(し尿・生活雑排水)・5人槽・設置費共	基	1.00		1.00			2.00
15. 空調機器設備								
天井カセット型エアコン		台	1.00		3.00			4.00
16. 換気設備								
ファンコイルユニット		ヶ所						8.00
換気扇(天井埋込型)	羽根径100mm・(浴室・便所用)	ヶ所	1.00		5.00			6.00
換気扇(天井埋込型)	VD-18ZY9	ヶ所	1.00					1.00
レンジフードファン	強・弱2段切替	ヶ所			1.00			1.00
ダクト		m						34.10
スパイラルダクト	厚0.5mm・亜鉛鉄板・口径100mm	m	0.30		0.10			0.40
スパイラルダクト	厚0.5mm・亜鉛鉄板・口径150mm	m	5.80		14.70			20.50
スパイラルダクト	厚0.5mm・亜鉛鉄板・口径200mm	m			13.20			13.20
有圧換気扇		ヶ所						11.00
有圧換気扇	羽根径・250mm	ヶ所	2.00			1.00		3.00
有圧換気扇	羽根径・350mm	ヶ所	6.00			2.00		8.00
全熱交換機	天井カセット型 200m ³ /H LGH-N25CS	ヶ所	1.00		2.00			3.00
ダクト	吹出口又は吸込口	ヶ所						25.00
給排気グリル	FY-GLV04、FY-BGS06、FY-BGS08	ヶ所			5.00			5.00
ペントキャップ	深型フード ステンレス製 100	ヶ所	1.00		1.00			2.00

資料16(1) 浸出水処理施設



埋設部断面 S=1/20

()寸法は管理棟給水配管を示す



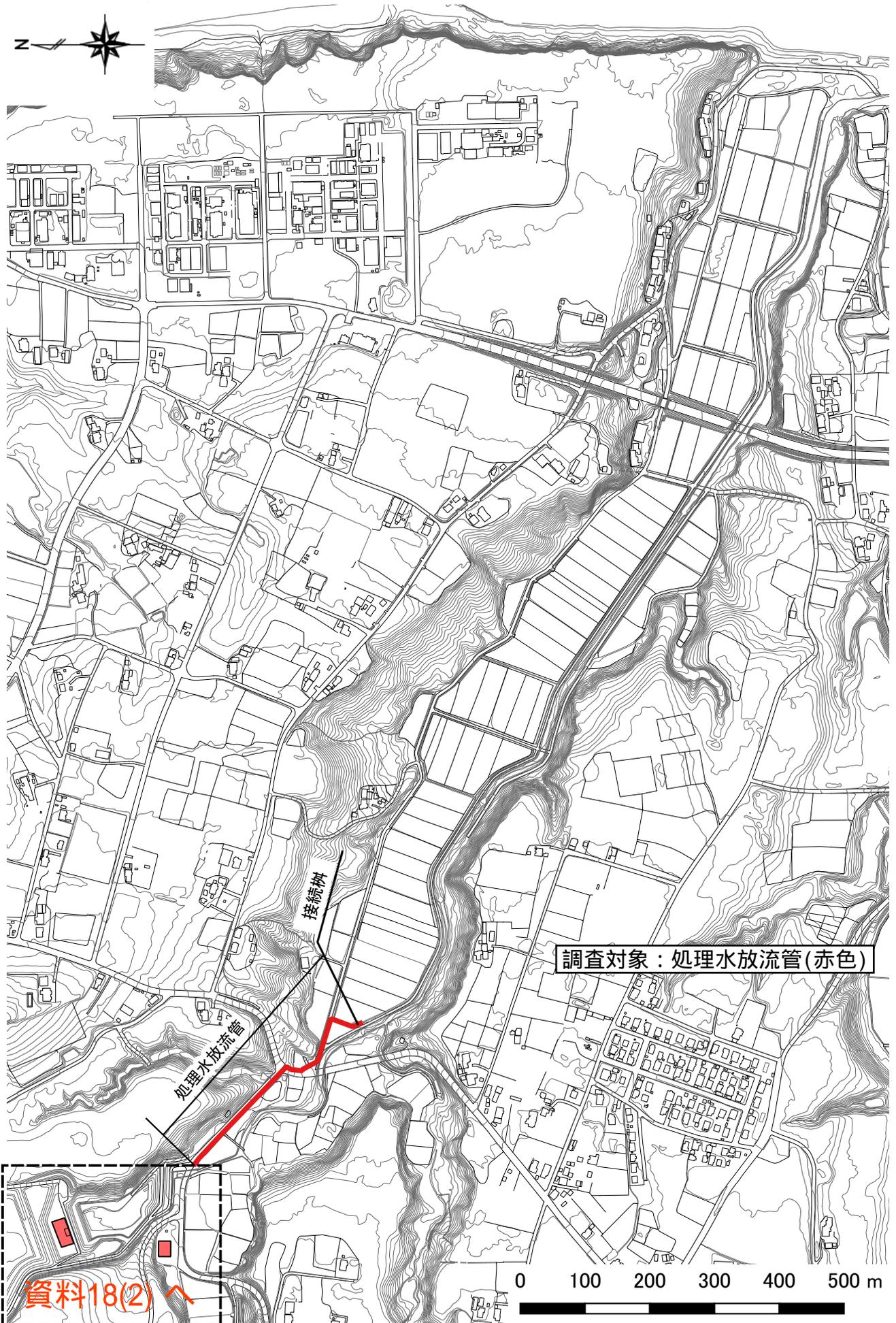
資料17(1) 浸出水処理施設 機器リスト

No.	機器名称	仕様			単位	数量
		型式	口径	能力		
●機械設備						
1	破砕ポンプ	水中汚水汚物ポンプ	100mmφ	0.5m ³ /分×10mH×2.2kW	台	1
2	除砂ポンプ吊り上げ装置	ギャードトリ付チェーンブロック	—	500kg×2.5m	台	1
3	取水ポンプ	水中汚水汚物ポンプ	100mmφ	2.5m ³ /分×11mH×11kW	台	2
4	調整槽ポンプ	水中汚水汚物ポンプ	65mmφ	0.1m ³ /分×16mH×3.7kW	台	3
5	返送ポンプ	水中汚水汚物ポンプ	50mmφ	0.05m ³ /分×11mH×0.75kW	台	2
6	調整槽ブロワ	ルーツ型ブロワ	100mmφ	50Nm ³ /分×6,000mmAq×11kW	台	5
7	調整槽散気装置(A)	多孔式散気装置	65mmφ	7,500mmL	台	21
8	調整槽散気装置(B)	多孔式散気装置	65mmφ	6,000mmL	台	2
9	調整槽散気装置(C)	多孔式散気装置	65mmφ	3,500mmL	台	1
10	原水槽散気装置	多孔式散気装置	50mmφ	1,500mmL	台	2
11	原水ポンプ	水中汚水汚物ポンプ	50mmφ	0.05m ³ /分×7mH×0.4kW	台	4
12	ポンプ吊り上げ装置	可搬式ドラム巻き上げ型	—	100kg	台	1
13	汚水計量槽	三角ノッチ式		0.05m ³ /分程度	台	2
14	pH調整槽攪拌機	堅型ベルト駆動式	—	230mmφ×300rpm×0.2kW	台	2
15	第1接触ばっ気槽充填材	骨格様球状接触材			台	2
16	第1接触ばっ気槽充填材支持具	鋼板製+樹脂製				
17	第1接触ばっ気槽散気装置	微細気泡型散気装置		散気管10本組	台	2
18	第1接触ばっ気槽逆洗装置	多孔管式逆洗装置		逆洗管4本組		
19	第2接触ばっ気槽充填材	骨格様球状接触材			台	2
20	第2接触ばっ気槽充填材支持具	鋼板製+樹脂製				
21	第2接触ばっ気槽散気装置	微細気泡型散気装置		散気管8本組	台	2
22	第2接触ばっ気槽逆洗装置	多孔管式逆洗装置		逆洗管8本組		
23	循環ポンプ	自給式渦巻きポンプ	32mmφ	0.05m ³ /分×10mH×0.4kW	台	4
24	脱窒槽充填材	骨格様球状接触剤			台	2
25	脱窒槽支持具	鋼板製+樹脂製				
26	脱窒槽循環装置	多孔管式循環装置		4本組	台	2
27	脱窒槽逆洗装置	多孔管式逆洗装置		逆洗管3本組		
28	脱窒槽循環ポンプ	自給式渦巻きポンプ	40mmφ	0.15m ³ /分×10mH×0.75kW	台	4
29	再ばっ気槽充填材	骨格様球状接触材			台	2
30	再ばっ気槽支持具	鋼板製+樹脂製				
31	再ばっ気槽散気装置	微細気泡型散気装置		4本組	台	2
32	再ばっ気槽逆洗装置	多孔管式逆洗装置		2本組		
33	生物汚泥引抜ポンプ	ルーツ式汚泥ポンプ(移動輪式)	65、50mmφ	0.15m ³ /分×10mH×2.2kW	台	1
34	混和槽攪拌機	堅型ベルト駆動式		230mmφ×300rpm×0.2kW	台	2
35	凝集槽攪拌機	堅型パドル式		550mmφ×30rpm×0.2kW	台	2
36	凝集沈殿槽掻寄機	中心駆動式(トルクリミッタ付)		2300mmφ×800mmH×0.2kW	台	2
37	凝集汚泥引抜ポンプ	水中汚水汚物ポンプ	50mmφ	0.1m ³ /分×8mH×0.75kW	台	4
38	中和槽攪拌機	堅型ベルト駆動式		230mmφ×300rpm×0.2kW	台	2
39	ろ過ポンプ	水中汚水ポンプ	65mmφ	0.05m ³ /分×24mH×2.2kW	台	4
40	砂ろ過塔	全自動下降流圧力式		800mmφ×2400mmH	台	2
41	活性炭吸着塔	全自動下降流圧力式(メリーゴーランド方式)		1100mmφ×2400mmH	台	4
42	ろ材吊り上げ装置	ギャードトリ付チェーンブロック	—	1000kg×5m	台	2
43	逆洗ポンプ	水中汚水ポンプ	80mmφ	0.5m ³ /分×20mH×3.7kW	台	2
44	紫外線滅菌装置	紫外線照射型(低圧水銀灯)		最大6.0m ³ /時(通常5.0m ³ /時)×0.1kW	台	1
45	放流ポンプ	水中汚水ポンプ	65mmφ	0.1m ³ /分×10mH×0.75kW	台	2
46	汚泥濃縮槽掻寄機	中心駆動式(トルクリミッタ付)		1700mmφ×1800mmH×0.2kW	台	2
47	濃縮汚泥引抜ポンプ	水中汚水汚物ポンプ	50mmφ	0.05m ³ /分×7mH×0.4kW	台	4
48	汚泥貯留槽散気装置	多孔管式散気装置		40mmφ×1300mmL	台	2
49	給泥ポンプ	可変式一軸ネジポンプ(バイエル減速機)	65mmφ	常時2.5m ³ /時×20mH×1.5kW	台	4
50	汚泥脱水機	遠心脱水機型		2.5m ³ /時以上(36.2kg/時以上)×(5.5+2.2)kW	台	1
51	ケーキホツパ	鋼板製角型(パワーシリンダー方式)		2.0m ³	台	1
52	脱水助剤タンク	紛体供給器付堅型密閉式(丸型)		3.0m ³	台	1
53	脱水助剤攪拌機	堅型ベルト駆動式		350mmφ×300rpm×1.5kW	台	1
54	脱水助剤注入ポンプ	ダイヤフラム式定量ポンプ		9000mL/分×1kg/cm ² ×0.4kW	台	2
55	脱水機吊り上げ装置	ギャードトリ付チェーンブロック	—	1ton×2.5m	台	1
56	リン酸タンク	堅型密閉式(角型)		0.2m ³	台	1
57	リン酸タンク攪拌機	可搬型ギヤー減速式		200mmφ×300rpm×0.1kW	台	1
58	リン酸注入ポンプ	ダイヤフラム式定量ポンプ		~7mL/分×1kg/cm ² ×0.025kW	台	3
59	メタノールタンク	堅型密閉式(丸型)		3.0m ³	台	1

資料17(2) 浸出水処理施設 機器リスト

No.	機器名称	仕様			単位	数量
		型式	口径	能力		
60	メタノール注入ポンプ	ダイヤフラム式定量ポンプ		~31mL/分 × 1kg/cm ² × 0.025kW	台	3
61	凝集剤タンク	堅型密閉式(丸型)		3.0m ³	台	1
62	凝集剤注入ポンプ	ダイヤフラム式定量ポンプ		~31mL/分 × 1kg/cm ² × 0.025kW	台	3
63	苛性ソーダタンク	堅型密閉式(丸型)		3.0m ³	台	1
64	苛性ソーダ注入ポンプ	ダイヤフラム式定量ポンプ		~55mL/分 × 1kg/cm ² × 0.025kW	台	9
65	硫酸タンク	堅型密閉式(角型)		0.2m ³	台	1
66	硫酸タンク攪拌機	可搬型ギヤー減速式		200mmφ × 300rpm × 0.1kW	台	1
67	硫酸注入ポンプ	ダイヤフラム式定量ポンプ		~7mL/分 × 1kg/cm ² × 0.025kW	台	7
68	凝集助剤タンク	自動粉体供給機付堅型密閉式(角型)		0.2m ³ × 0.2kW	台	1
69	凝集助剤注入ポンプ	ダイヤフラム式定量ポンプ		~58mL/分 × 1kg/cm ² × 0.2kW	台	3
70	ぼっ気ブロワ	Vベルト掛けルーツ型ブロワ	80mmφ	3.3Nm ³ /分 × 4,000mmAq × 5.5kW	台	4
71	攪拌ブロワ	Vベルト掛けルーツ型ブロワ	50mmφ	0.5Nm ³ /分 × 4,000mmAq × 2.2kW	台	4
72	空洗ブロワ	Vベルト掛けルーツ型ブロワ	50mmφ	0.5Nm ³ /分 × 4,000mmAq × 2.2kW	台	2
73	計装用コンプレッサー	圧力開閉器式		75L/分 × 7kg/cm ² × 0.75kW	台	2
74	給水ユニット	受水槽一体型圧力給水ユニット(2.0m ³)	32mmφ	100L/分 × 0.4kW × 2台	台	1
75	No.1地下水モニタリングポンプ	深井戸水中ポンプ	25mmφ	0.04m ³ /分 × 20mH × 0.4kW	台	1
76	No.2地下水モニタリング装置	遠隔地対応型地下水観測装置		観測項目:pH1点、電気伝導度1点	台	1
77	管理棟給水ユニット	受水槽一体型圧力給水ユニット(2.0m ³)	32mmφ	100L/分 × 1.1kW × 2台	台	1
●配管						
	露出、埋設	L=1,340m程度			式	1
●電気						
	(受変電設備)					
1	高圧受配電盤	屋外自立閉鎖盤		2680 × 2000 × 2450	面	3
	動力変圧器盤					
	照明変圧器盤					
	高圧配電盤				面	3
	低圧配電盤				面	3
	低圧コンデンサ盤				面	3
	モールド変圧器(500KVA以下)				面	3
	(動力制御盤)					
2	調整槽設備制御盤	屋内自立閉鎖盤		3200 × 600 × 2150	面	3
3	中央動力制御盤	屋内自立閉鎖盤		2400 × 600 × 2150	面	3
4	ブロー設備制御盤	屋内自立閉鎖盤		800 × 500 × 2150	面	1
5	薬注設備制御盤	屋内自立閉鎖盤		1600 × 500 × 2150	面	2
6	汚泥脱水機設備制御盤	屋内自立閉鎖盤		900 × 600 × 2150	面	1
	(操作盤)					
7	中央監視操作盤	デスク型		3300 × 1100 × 1500	面	4
8	処理室現場操作盤	屋内自立閉鎖盤		2100 × 400 × 1650	面	3
9	キーホッパ操作盤	屋内自立足付ポスト型		500 × 250 × 1650	面	1
●配線						
	露出、埋設	L=580m程度			式	1

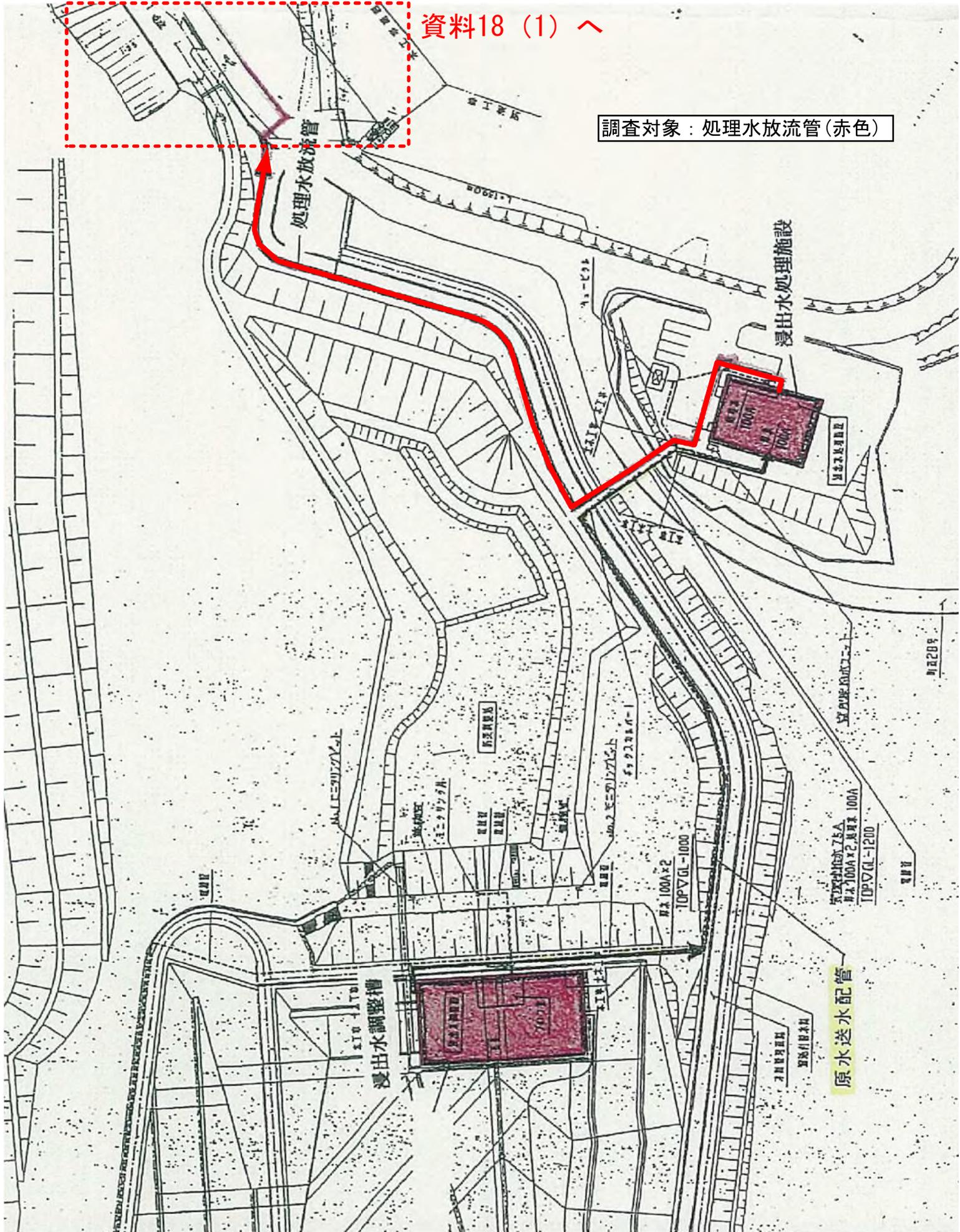
資料18(1) 処理水放流水路図



資料18(2) 処理水放流水路図

資料18 (1) ^

調査対象：処理水放流管(赤色)



令和元年度クリーンセンターふたば線量低減措置等工事
入札時参考資料

この入札時参考資料は、対象工事の現場条件等を考慮し標準的な施工内容等を参考に示した資料であり、契約書第1条でいう設計図書ではない。従って、本参考資料は請負契約上の拘束力を生ずるものではなく、受注者は、施工の方法、地質条件等を十分に考慮して、仮設、施工方法、安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。

1 積算に関する参考事項

- (1) 積算に関する参考資料は、以下のものを適用している。
- ・線量低減工事：環境省除染特別地域における除染等工事暫定積算基準（第12版：平成31年4月改定版。以下、「除染等工事」という。）、環境省福島地方環境事務所が定める資材単価一覧
 - ・燃料費、砕石、ラフタークレーン等、地質ボーリング等：月刊建設物価（一財建設物価調査会）、積算資料（経済調査会）
 - ・トラック、散水車、高所作業車、発電機車、その他機械：建設機械等損料表(日本建設機械施工協会,令和元年度版)
 - ・除根作業：農水省土地改良工事積算基準（農林水産省,平成30年度版）
 - ・調査業務（測量、地質）：設計業務等標準積算基準書（国土交通省,平成30年度版）
 - ・調査業務（既設施設点検及び評価）：建築保全業務積算基準（国土交通省,平成30年版）
 - ・管路TVカメラ調査：下水道施設維持管理積算要領（平成24年度 日本下水道協会編）
 - ・調査業務（施設復旧計画）：廃棄物コンサルタント業務の標準的内容と積算資料(案)（一社 日本廃棄物コンサルタント協会,平成24年度）
 - ・処理水放流管等：下水道施設設計業務積算基準（日本下水道協会,平成31年度下水道用設計標準歩掛り表）
 - ・図面作成：図面作成業務積算基準（国交省関東地方整備局）
- (2) 東日本大震災の被災地で使用する建設機械の機械損料の補正について（通知）の一部改定について（平成26年国総公第128号）は適用している。
- (3) 労務費の補正が必要な工種は無いものとしている。
- (4) 共通仮設費及び現場管理費の工種区分は「除染等工事」を適用している。
- (5) 共通仮設費及び現場管理費の地域補正は「一般交通影響有り（2）」としている。
- (6) 重建設機械分解・組立の対象は無いものとしている。
- (7) 現場管理費の積雪寒冷地補正はしていない。
- (8) 一般管理費の契約保証に係る一般管理費率の補正はケース1としている。
- (9) 時間的制約を受ける公共土木工事の積算は適用していない。
- (10) 土木請負工事における現場環境改善積算は対象外としている。
- (11) 労務費単価、設計技術者単価は平成31年3月からのものを、材料単価等については基本的に公告時の前月のもの（令和元年7月単価）を使用している。

2 設計協議等に関する参考資料

- (1) 工事施工範囲の用地の使用について、土地管理者との協議は完了している。
- (2) 道路管理者（大熊町）との協議は未完了であり、受注者が決まり次第、道路管理者へ施工計画を説明することとする。

3 施工内容に関する参考資料

- (1) 線量低減工事措置において、約6班編制で工期を設定している。これによりがたい場合、協議の上、設計変更の対象とする。
- (2) 借地は当初設計において計上していない。
- (3) 本工事で必要となる工事騒音、振動等の調査に関しては必要がないものと扱い、当初設計において計上していない。
- (4) 線量低減措置に伴う発生物（土砂、抜根物等）は、現場内に仮置き出来るものとしている。
- (5) 線量低減措置に伴って発生する洗浄水は、場外搬出処理を想定しているが、処理をする施設は、監督員と協議により決定すること。なお、洗浄水の処理は、運搬距離、受入先の処分費を実績に応じて、変更の対象とする。
- (6) 交通安全の確保のため、交通誘導警備員Bを計上している。

4 施工手順に関する参考事項

- (1) 施工手順は自主施工の原則（契約書第1条第3項）に基づき、施工者の任意により計画されることとなる。
- (2) 建設資材調達
本工事は、採石等の調達資材について、積算上の想定として「南相馬市（原町）」から調達することとしている。
- (3) 建設副産物（特定建設資材以外）
工事の施工により発生する建設副産物は、想定していない。
工事発注後に明らかになった事情で、予定した条件によりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。